

洲本市ふるさと納税問題の調査結果と
関連する不適切な事務処理に関する再発防止策

令和7年3月

洲 本 市

目次

1. はじめに	1
2. 経緯	2
3. ふるさと納税問題調査特別委員会	4
4. 第三者調査委員会による調査結果（抜粋）	6
5. 住民説明会の開催	11
6. 100 条委員会	14
7. ふるさと納税事務調査特別委員会	17
8. 本市による調査	19
9. 関係職員の懲戒処分	27
10. 職員意識調査結果	30
11. 是正済の指摘事項	36
12. 第三者調査委員会の政策提言への対応方針	40
13. 不適切な事務処理に関する再発防止策	48
14. 最後に	59
参考資料	60

第三者調査委員会・100 条委員会調査報告書・住民説明会

1. はじめに

本件事案は、「温泉利用券にかかる返礼割合が5割」と新聞報道されたことに端を発し、国による調査が開始され、ふるさと納税に係る指定基準違反があったとして令和4年4月26日付で総務省より指定取消をうけ、同年5月1日から2年間のふるさと納税制度指定団体から除外を受けたものである。

その後、「ふるさと納税問題調査特別委員会（洲本市議会）」、「洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会（以下、本報告書において「第三者調査委員会」という。）」が設置され、温泉利用券にかかる返礼割合の問題だけでなく、ふるさと納税制度とその関連、隣接する業務の中で多くの不適切な事務処理や法令違反が調査により判明したところである。

その後、「元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会」「ふるさと納税事務調査特別委員会」「株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会」が市議会において設置され、ふるさと納税問題の解明に向け調査が行われてきた。

本書は、第三者調査委員会での調査報告、その後実施している本市の調査、議会が設置したふるさと納税問題にかかる特別委員会での調査、住民説明会での市民の皆様のご意見、そして、全職員を対象に実施した意識調査などを基にした調査結果と二度とこのような不祥事が生じないように再発防止に向けた取り組みを記載したものである。

2. 経緯

本市は平成 27 年度以降、新たな財源の確保策としてふるさと納税制度を積極的に推進してきた。平成 26 年度の寄附受入額は約 3,000 万円であったが、平成 27 年度では 4 億円を超え、平成 30 年度には 13 億円、令和 2 年度には 53 億円と、ふるさと納税ブームも追い風になり、急激に増大していった。令和 3 年度においては、78 億円まで伸びている。

そのような状況の中、令和 3 年末頃から、本市のふるさと納税返礼品である「洲本温泉利用券（以下「温泉利用券」という。）」に関して、その調達費が地方税法で定める寄附金額の 3 割を超えているのではないかと指摘が本市や兵庫県に寄せられるようになり、令和 4 年 2 月 8 日マスコミに報道されるに至った。これらの一連の事態を重く見た総務省は、兵庫県を通じ、同年 2 月 9 日付け地方税法第 37 条の 2 第 5 項及び第 314 条の 7 第 5 項に基づく調査（総務省自治税務局市町村税課長名による）を皮切りに、2 度に亘る追加調査、総務省や兵庫県によるヒアリングが実施された。

本市は、一貫して「魅力発信事業協力費」として支払っているものは、温泉利用券の請求等事務費と洲本市の PR 活動（宿泊客へのふるさと納税のチラシ・観光パンフレット・移住定住関連のチラシの配布、各旅館 HP への本市観光情報の掲載・各旅館 SNS での観光イベントの発信、宿泊客等への洲本市主催の各種イベントの案内など）に対する協力費であり、温泉利用券の調達額に含まれず、調達額は地方税法が定める寄附金額の 3 割以内であると主張してきた。

調査等の結果、同年 4 月 26 日付けで「洲本市は、旅館における「温泉利用券」の利用枚数に応じて「寄附者に送る地元産品代（施設利用券）」及び「魅力発信事業協力事務費」を支出しており、これを合算した額が返礼品の調達に要する費用と認められる。返礼品提供されていた「温泉利用券」の額面金額に加え、「寄附者に送る地元産品代（施設利用券）」及び「魅力発信事業協力事務費」の合算額が寄附金の額の 3 割を超過しており、洲本市は、地方税法に掲げる基準に適合する団体ではなくなったと認められる。」とされ、同年 5 月 1 日をもって本市の指定は取り消された。その結果、地方税法の規定により、本市は指定を取り消されてから 2 年間、指定を受けることができなくなった。

洲本市議会も同様に、マスコミ報道の翌日より市側に確認や説明を求める等を行ってきたが、問題の重要度に鑑み、より詳細な事実の調査や原因の究明が市議会の責務であるとし、令和 4 年 3 月 28 日ふるさと納税問題調査特別委員会を設置した。設置以降、のべ 8 日にわたり委員会を開催し、同年 7 月 27 日の第 8 回委員会において、第三者調査委員会の速やかな設置と調査、返礼品取扱事業者への支援、関連書類の適正な作成・管理と返礼品の適正な在庫管理、危機管理に即応できる組織体制の確立とチェック体制の確立など 4 点の要望を取りまとめ、同日市長に提出した。

本市はこの要望を受け、令和４年９月９日「洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会条例」を公布し、同月２６日、河瀬真氏（弁護士）、家木祥孝氏（弁護士）、上村敏之氏（大学教授）の３名を委員に委嘱した。

委員会の事務は、委員会が委嘱した監査法人及び調査担当職員からなる調査チームに調査を指示、調査チームにおいて関係資料の精査、ヒアリング、事業者へのアンケート調査を行い、調査結果を委員会に報告、同報告に基づき事実認定を行った上で、再発防止策を検討し、報告書を取りまとめ市長に答申するものであった。

当初令和５年３月末を目途に調査を終え、市長に答申する予定であったが、令和４年１２月１３日に開催した委員会における調査チームからの暫定報告により、ふるさと納税返礼品の法定基準に違反した、または不適合な返礼品が極めて多岐にわたっているのみならず、ふるさと納税に関連または隣接する事務処理の過程において多くの法令違反が存在することが判明した。これらの事象を調査対象として拡大したことから、調査チームの中心的メンバーであった池田学氏（公認会計士）を専門委員に委嘱し、令和５年２月１０日の委員会で、同年３月末までの終了は困難であり、同年４月以降も調査を継続することが決議された。その後、約１年に亘る調査・再発防止策の検討を終え、最終報告書がとりまとめられ、同年９月７日市長に手渡された。この報告書の中では、ふるさと納税実務に留まらず、関連、隣接する不適切な事務処理、本市職員のコンプライアンス意識、本市組織の内部統制機能の不全等多くの問題に触れ、「洲本市の事務処理の在り方を抜本的に見直し、コンプライアンスに関する組織風土そのものを改革していく絶好の機会とも言える。」と結んでいる。本市はこの報告結果を重く受け止め、不明とされた部分について調査を続けながら、職員のコンプライアンス意識の向上や事務改善に取り組んでいる。

洲本市議会においても、この調査から洗い出された不適切な事務処理を問題視し、また、同年１０月に開催されたふるさと納税問題住民説明会においても地方自治法第１００条に基づく委員会の設置を望む市民からの声があり、同月１９日「元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会（地方自治法第１００条第１項による）」を設置し、温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑等４項目の調査を行ってきた。このうち旧東京アンテナショップの在庫管理の調査の過程で、仕入れ価格が販売価格を上回るものや株式会社淡路島第一次産業振興公社の社員が経営すると思われる会社より、商品が納入されていることが確認され、より深く調査を行う必要があるとして「株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会（地方自治法第１００条第１項による）」を新たに設置した。

一つ目の１００条委員会設置から約１年を経た令和６年１０月３１日両特別委員会は調査を終え、報告書を市長に提出した。この報告書は、刑事告訴や損害の填補を促すものであった。本市はこの報告書を受け、十分な検証や精査を行い、刑事告訴や職員の懲戒処分等の措置を講じた。今後も、適切に対応していくものである。

3. ふるさと納税問題調査特別委員会

令和4年2月8日の新聞報道が発端となった、本市のふるさと納税返礼品における手数料に係る不明瞭な事務処理の原因を究明し、また、仮に本市がふるさと納税制度の対象から除外された場合の対応について、調査研究を行うことを目的として、洲本市議会において、同年3月28日ふるさと納税問題調査特別委員会が設置された。

当該特別委員会では、6人の委員により組織され、設置されて以降、18日間に亘り委員会を開催し、その経緯やふるさと納税返礼品の不明瞭な事務処理などを調査し、同年5月1日のふるさと納税制度指定取消以降はその対応についての調査を行い、同年7月27日には要望項目を決定し、議会から市長へ要望書を提出した。

同年9月第三者調査委員会設置後も並行して調査を行い、令和5年10月19日長きにわたり詳細な報告書をまとめられた第三者調査委員会への敬意と感謝を述べ、最終の調査報告を行った。この報告の中では、市への要望の他、第三者調査委員会最終報告書において、内部統制やガバナンスに関わる問題点として、議会の行政監視機能は十分に機能しなかった点についての指摘がなされたことを真摯に受け止め、議会の監視強化については、議会選出の監査委員との連携を深めるとともに、定期的な情報共有や報告をより綿密に行っていくこと、契約や物品の購入について、調査を行っていくこと、監視機能、監査機能強化のための研修などを行っていくべきとし、引き続きふるさと納税等に係る事務について、調査するとともに、加えて、制度復帰に向けての調査・研究を行うために、新たに特別委員会を設置すること。また、元市職員の不適切な事務処理等については、より調査権限の強い地方自治法第100条に基づく特別委員会を設置し調査することを求め、当該委員会は調査を終えた。

《要望事項（令和4年7月27日市長に提出）》

- 1) 第三者委員会を速やかに設置し、速やかに調査を開始されたい。あわせて、慎重な調査を求めるのは言うまでもないが、最短で2年後、指定の取消しが解除された後の円滑な執行をも見据え、スピード感を持って調査に臨まれたい。
- 2) ふるさと納税返礼品取扱事業者に対しては、一刻も早く状況を説明するとともに、事業者からも意見を聴取し、事情を斟酌した上で支援に向けた取組を、こちらもスピード感を持って実施されたい。
- 3) 基本中の基本であり、あえて指摘することすらはばかれるが、返礼品に係る書類はもちろんのこと、ふるさと納税に関する一切の書類について、今後は適切に作成し、適正に管理されたい。同様に、こちらも当然のことであるが、返礼品そのものについても、今後は適正に在庫管理されたい。

- 4) 最後に、本件が発生したことの反省に立ち、以後、同様の事案が発生しないよう危機管理に即応できる組織体制の確立と、事務の執行に当たっては、独断偏向することのないよう的確な職員配置と指示系統の構築を図り、組織全体でのチェック体制を確立させ、もって、市民の信頼回復に努められたい。

《結果報告（令和4年9月9日中間報告）》

- 1) 1,000種類を超える返礼品の管理、48万件にも上る寄附者への対応に事務が追いついていないことについては、同情する余地は多分にあるが、それらを踏まえた上でも、公務員として、やはり、法令遵守に対する意識、能力が欠如していたと思慮される。
- 2) 丁寧な説明並びに具体的な資料なくして、決して原因究明につながらないにもかかわらず、質問に対する回答は不得要領な部分が多く、さらに疑念感を抱かせるものであった。また、当然提出されるべき書類が存在しないなど、当事者として危機管理に対する意識、能力も欠如していたと思慮される。
- 3) これまで、本市のふるさと納税を支えてくれていた返礼品取扱事業者に対して、本件発生後、1回しか状況を説明しておらず、それも、こちらからメールを送るだけの対応には、幾ばくかの不信感とともに義憤すら覚えるものであり、今後の対応次第では、指定取消しが解除された際、再度、これまでどおりの供給体制が維持できるかどうか、不安感が否めない。
- 4) 70億円を超える多額の公金を取り扱うにふさわしい、情報と問題意識を共有し、解決していく組織体制、また、それらを指揮、監督する組織体制が構築されていたとは言えず、むしろ、極めて粗雑で、かつ脆弱であったと言わざるを得ない。結果、本件は、人事管理が遠因となったと判断することも否めない。

《要望事項（令和5年10月19日調査報告）》

- 1) 第三者調査委員会からの政策提言を基に、総務省の基準を遵守した制度設計と、そのチェック体制及び管理体制の確立、産品と参加事業者に関して厳格化及び明確化し、仮に違反する場合には厳しく対応することを求める。
- 2) 内部統制、ガバナンス及び公益通報制度が有効に機能するよう外部等の意見を聴取しながら、業務体制の見直し、強化、効率化を行うとともに、併せて法令遵守についても外部講師からの研修等を行い、意識の向上を求める。
- 3) 同様の事案が発生しないよう速やかにこれらのことに取り組み、市民の信頼回復に努められることを望む。

4. 第三者調査委員会による調査結果（抜粋）

(1)設置目的

ふるさと納税制度の対象となる地方団体の指定の取消しを受けたことに伴い、適法かつ適正な行政の執行を確保するため、指定取消しに際して不適法と判断された返礼品等の調達に関する事務の処理等につき、公正及び中立の立場から、関係法令等を踏まえ、事実関係の調査及び認定、再発防止策の提言等を行う「洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会」を設置した。

(2)委員

委員長	河瀬 真	（河瀬法律事務所 弁護士）
委員（委員長職務代理者）	上村敏之	（関西学院大学経済学部 教授）
委員	家木祥孝	（兵庫法律センター法律事務所 弁護士）
専門委員	池田 学	（RSM 清和監査法人 公認会計士）

(3)委員会開催日程

	開催日時	報告事項・審議事項
第1回	令和4年9月26日	・ 調査体制、方法、スケジュールにつき決議。
第2回	令和4年12月13日	・ 調査チームから現時点の調査結果につき報告。 ・ 今後の対応につき審議。
第3回	令和4年12月23日 （持回り開催）	・ 事業者等に係る諸問題を調査が必要な事項として認定、池田学を専門委員に指名。
第4回	令和5年2月10日	・ 調査チームによる追加報告。 ・ 事業者への追加アンケートの実施および方法について決議、調査スケジュールについて、令和5年3月末までの終了は困難であり令和5年4月以降も調査を継続することを決議。
第5回	令和5年3月28日	・ 寄附額、費用、参加事業者への支払の推移その他調査の結果明らかになった事項につき報告。 ・ 最終報告書の構成等につき審議。
第6回	令和5年5月15日	・ 調査チームによる最終報告書を受領、商品代金と送料・梱包費の不適切な付け替え、洲本市による牛一頭買いの事例、事業者アンケートの最終結果等につき報告。 ・ 最終報告書の構成、内容等につき審議。

	開催日時	報告事項・審議事項
第7回	令和5年7月26日	・牛一頭買いの個体識別番号、洲本市が保有する在庫（玉ねぎスープ、クオカード、食事券、商品券等）の現状、総務省による返礼品基準の厳格化、ふるさと納税返礼品に係る洲本市の債務額（温泉利用券、ふるなびカタログポイント、返礼品未選択者）の現状等について報告。 ・返礼品をとまなうふるさと納税制度への復帰時期につき検討審議し、少なくとも令和6年度中の制度復帰は困難だと考えられる旨の見解を示す。最終報告書の構成につき審議。
第8回	令和5年9月7日	・最終報告書の内容につき承認。

(4)調査項目

- ①返礼割合3割以下基準および募集適正基準（経費総額5割以下基準等）の適合性調査
【最終報告書P.35～38 3-1】
- ②地場産品基準の適合性調査 【最終報告書P.38～51 3-2】
- ③地場産品基準の適合性を確保するための取組の調査 【最終報告書P.52～53 3-3】
- ④温泉利用券の管理に関する調査 【最終報告書P.53～57 3-4-1】
- ⑤返礼品の送料および梱包費に関する調査 【最終報告書P.57～64 3-4-2】
- ⑥クオカードの管理に関する調査 【最終報告書P.64～65 3-4-3】
- ⑦商品券の管理に関する調査 【最終報告書P.65～67 3-4-4】
- ⑧おせち料理の管理に関する調査 【最終報告書P.67～71 3-4-5】
- ⑨玉ねぎスープの管理に関する調査 【最終報告書P.71～73 3-4-6】
- ⑩市民寄附者への返礼に関する調査 【最終報告書P.73 3-4-7】
- ⑪ふるさと産品発信事業費に関する調査 【最終報告書P.73～76 3-4-8】
- ⑫職員の従事状況に関する調査 【最終報告書P.76 3-4-9】
- ⑬その他の調査 【最終報告書P.76～78 3-4-10】

(5)違法・不適切な事務処理が行われた背景事情・根本的な問題点（ヒアリング、事業者及び職員アンケート結果から）

①市幹部のコンプライアンス意識の低さ

- ・市長、副市長ら、幹部（以下、「市幹部」という）は、コンプライアンス意識が低く、法令遵守面でのリーダーシップが欠如していた。市幹部らは、洲本市の寄附受入額の増加を歓迎し、X元課長を評価し、X元課長の方針、手法を無条件に容認していた。このような市幹部の態度が、X元課長の増長を招き、他の魅力創生課員を追従せしめ、様々な違法、不適切な事務処理につながって行ったことは否めない。

- ・一般の職員は、X元課長の業務の進め方や手法に疑問を感じても、市幹部が認めているから仕方ないという無力感を持つようになり、市幹部に認められているX元課長からの報復を恐れ、X元課長には何も口出しができない状態に陥っていたことがヒアリングから認定できた。

②元課長への過度な権限集中

- ・ふるさと納税に関する業務を担う魅力創生課は、企業誘致、定住促進、シティプロモーションに関する業務も所掌し、X元課長にこれらの業務の決定権限が集中した。ふるさと納税業務とシティプロモーション業務のいずれも同じ課が担当することで、温泉利用券の問題が引き起こされたことを考えるならば、隣接するこれらの業務が単一の課の担当となることの弊害が大きかった。
- ・「寄附金を集める業務」と「寄附金を使う業務」の双方の決定権限がX元課長に実質的に帰属していた。このことは、X元課長の発言権を強める結果を生んだ。ふるさと納税寄附金を財源とする予算執行の決裁書面には、所掌事務外にもかかわらず、X元課長の同意判の押印欄まで設けられていたことがヒアリングから認定された。
- ・X元課長に権限が集中する過程で、幅広い魅力創生課の業務についてX元課長だけが計画を把握し、課員やY前部長さえも計画を把握できない状況が生じた。X元課長の独断専行的な業務遂行に問題を感じていても、誰も口出しができない状況に陥った結果、種々の法令違反等の問題が容認、放置されてきたと推測される。

③内部統制システムの機能不全

- ・各種違反が生じた背景事情には内部統制システムの機能不全が認められる。
- ・X元課長の上司であるY前部長の決裁は有効に機能しなかった。決裁制度は機能不全であった。
- ・会計課による魅力創生課の支出へのチェックが有効に機能しなかった。
- ・一部の職員はいわゆる過労死ラインを超える残業時間が発生し、異常な勤務状態になっていたが、人事部門は人員配置や業務改善に取り組むべきであった。
- ・各部門における担当者が自身の役割において果たすべき責任を果たしていなかった。その理由には、多額の寄附額を「獲得」してくる魅力創生課への付度や法令遵守の意識の低さが挙げられる。

④事務フローの不存在および職員間での情報共有がなかったこと

- ・各種違反を助長した要因として、魅力創生課における事務フローの不存在および課員間での情報共有がなかったことが挙げられる。魅力創生課には、事務マニュアルや事務フローが存在していなかった。各課員はX元課長から指示された事務をこなしている状況であった。課員間での事務に関する情報共有がなかった。

(6)ふるさと納税制度運用における法定返礼品基準、募集適正基準違反の概要

① 3割基準違反（返礼品の調達価格は、寄附金額の3割以下とする基準）

- ・令和4年4月25日時点の全返礼品1,195品のうち127品が3割基準違反と認定した。
- ・温泉利用券は調達に要する費用として計上すべき費用を他の費用（シティプロモーション協力手数料）として支出していたことを認定した。また、一部の返礼品において商品代金を引き下げ、送料に付け替える操作が行われたケースも判明した。3割基準違反を認識した上で回避しようとするものであり、法令違反の認識を持ちつつ行っていたと評価し得る。洲本市が積極的に関与しなければ実行できない法令違反行為であり、悪質性は著しい。
- ・「おまけ」を付したが、3割基準違反を引き起こしかねない不適切な取扱が漫然と続いていた。牛一頭買いについては、返礼品の商品代金が0円になることから、正確な調達費の算定が困難となり、3割基準違反であると認定。地方団体が牛肉の在庫を抱える取扱いをする判断に問題があった。

② 地場産品基準違反（返礼品については、洲本市内において生産されたものとする基準）

- ・令和4年4月25日時点の全返礼品1,195品のうち98品が地場産品基準違反と認定した。
- ・本来洲本市産である必要があるが、淡路島産ですらなかった事例もあった。このようなケースが散見される主な理由として、洲本市側の働きかけがあった。参加事業者へのアンケートによれば、当時の担当者が「淡路島産」であれば良いとの説明をしたことが認められた。隣接他市のブランド産品を返礼品として取り扱っていたケースも存在した。

③ 5割基準違反（返礼品代金と送料や、人件費などを含めた事務経費の年間の総額が、年間の寄附金額の5割を超えてはならないという基準）

- ・令和4年4月25日時点の全返礼品1,195品のうち221品が5割基準違反であると認定した。調達費、送料および梱包費の合計額が、寄附額の5割を超過していたかで判断した。人件費やポータルサイト手数料を含めると、さらなる5割基準違反が認定される可能性がある。送料および梱包費が高額に設定されていたことも原因である。

④ 市民寄附者への返礼（市民からの寄附に、返礼品を提供することは禁止とした規定違反）

- ・洲本市民からの寄附に、ふるさと納税の返礼品を提供していることが確認された。窓口に現金を持参している洲本市民に対して、返礼品を提供している事例もあった。

(7)ふるさと納税事務に関連した不適切な事務処理

①事業実施や延長にあたり決裁手続きや実質的な討議等を経ていないものがあった。

- ・おせち料理の発注、配布先の選定
- ・洲本温泉利用券の発行、運用
- ・牛一頭買い

②議会の議決を経ていなかった。

- ・おせち料理の契約、譲渡
- ・たまねぎスープの購入、譲渡
- ・温泉利用券の「おまけ」利用

③管理が厳密になされていなかった。

- ・おせち料理
- ・玉ねぎスープ
- ・洲本温泉利用券、商品券、クオカード等

④事後的に公文書、見積書を作成

- ・平成 31 年 4 月 1 日付け「魅力創生課・会議・協議・打合せ・連絡調整等記録票」
- ・温泉旅館連盟発行の令和 3 年 4 月 1 日付け見積書

⑤過剰労働の放置

- ・月 200 時間を超える時間外労働

5. 住民説明会の開催

本市は、第三者調査委員会の調査報告の受理後、市民への説明が必要として、令和5年10月2日から令和5年10月10日までの間、延べ5回の住民説明会を開催した。

(1) 開催日時・場所・参加人数

日時	場所	出席者数
令和5年10月2日（月曜日） 19時00分～20時30分	洲本市文化体育館 1A会議室	206人
令和5年10月3日（火曜日） 13時30分～15時00分	五色庁舎3階 五色文化ホール	51人
令和5年10月6日（金曜日） 19時00分～20時30分	洲本市文化体育館 しばえもん座（文化ホール）	134人
令和5年10月7日（土曜日） 18時00分～19時30分	五色庁舎3階 五色文化ホール	57人
令和5年10月10日（火曜日） 10時00分～12時10分	やまて会館（洲本市総合福祉会館）3階 多目的ホール	95人

(2) 主催者側出席者

市長、副市長、企画情報部長、総務部長、財務部特命参事
総務部総務課長、企画情報部魅力創生課長

(3) 市長説明内容

- ①ふるさと納税問題の概要
- ②ふるさと納税の仕組みとこれまでの寄附額について
- ③第三者調査委員会からの指摘事項についての説明と改善策について
- ④ふるさと納税問題の原因
- ⑤今後について

(4) 質疑応答で多かった質問

- ・温泉利用券・牛一頭買い・おせち料理など返礼品に関する事
- ・元市長・元課長の処分・処遇に関する事
- ・温泉利用券の負債残高の公表や解消方針に関する事
- ・市長・副市長の関与・監督・指導に関する事
- ・住民説明会の開催時期に関する事
- ・事務手続きに関する事

- ・商品券で購入したパソコンに関すること
- ・ふるさと納税問題の終息、信頼回復、復帰時期に関すること
- ・ふるさと納税制度指定取り消しによる市民サービスの低下への懸念等に関すること
- ・旧東京アンテナショップに関すること

(5) 淡路島テレビジョンでの放送

住民説明会にお越しいただけなかった市民の皆様に向け、令和5年10月10日やまて会館で開催した住民説明会での模様を淡路島テレビジョンで放送した。また、住民説明会の中でのご質問やご意見に市長がお答えする番組を別途制作し放送した。

種別	放送日	放送回数
住民説明会の模様（質疑応答を除く）	令和5年10月16日～10月29日	14回
ご質問やご意見にお答えする番組	令和5年12月6日～12月17日	12回

(6) 住民説明会アンケート結果

ふるさと納税問題住民説明会で来場者にアンケートを実施し543人中293名（回収率：53.9%）から回答があった。

①年代について

年代	人数	割合	年代	人数	割合
①20歳未満	2	0.7%	⑥60代	79	27.0%
②20代	8	2.7%	⑦70代	105	35.8%
③30代	4	1.4%	⑧80代	11	3.8%
④40代	19	6.5%	⑨無記入	24	8.1%
⑤50代	41	14.0%	合計	293	100%

②説明について

項目	人数	割合
①わかりやすかった	37	12.6%
②どちらかと言えばわかりやすかった	53	18.1%
③どちらかと言えばわかりにくかった	47	16.0%
④わかりにくかった	49	16.7%
⑤無記入	107	36.5%
合計	293	100.0%

③あなたが知りたいこと、疑問に思っていることはどんなことですか。

※人権に配慮し、誹謗中傷にあたる事項は除外している。

項目	件数	割合
ふるさと納税問題について	32	25.6%
元職員などの告訴・賠償請求に関すること	17	13.6%
責任の所在などに関すること	12	9.6%
職員の懲戒処分に関すること	12	9.6%
問題の原因・理由に関すること	9	7.2%
組織・体制に関すること	9	7.2%
ふるさと納税制度復帰に関すること	8	6.4%
寄附金の使途に関すること	6	4.8%
ふるさと納税制度に関すること	6	4.8%
市議会に関すること	4	3.2%
その他	10	8.0%
合計	125	100.0%

④説明会の感想や、その他、ご意見等（自由意見）

※人権に配慮し、誹謗中傷にあたる事項は除外している。

項目	件数	割合
住民説明会での説明等に関するご意見	117	37.5%
ふるさと納税問題全般に関するご意見	59	18.9%
ふるさと納税問題の責任の所在・原因究明に関するご意見	44	14.1%
ふるさと納税制度復帰や組織改善に向けたご意見	32	10.3%
市長の責任・進退等に関するご意見	23	7.4%
元職員の告訴・処分に関するご意見	15	4.8%
市政に関するご意見	13	4.2%
市議会に対するご意見	9	2.9%
合計	312	100.0%

※合計件数がアンケート総数を超過しているのは、複数項目の回答があったため。

割合は、小数点第2位を四捨五入した。

6. 100 条委員会

洲本市議会において、元市職員によるふるさと納税事務に関連した不適切な事務処理等について、地方自治法第 100 条に基づく、調査権限の強い特別委員会において、より深く調査を行うべく元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会が設置された。

その調査の過程で、旧東京アンテナショップにおいて、商品の仕入価格が販売価格を上回るものや、株式会社淡路島第一次産業振興公社の社員が経営すると思われる会社より、商品が納入されていることが確認された。当該アンテナショップについては、その運営を本市から委託したものであり、特産品等の提供に関しても本市に関わる事務等であることから、より深く調査を行うべく株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会が設置された。

(1)元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会について

令和 5 年 9 月にふるさと納税問題第三者調査委員会からの調査結果が報告されたが、この調査報告書では、内部統制の機能不全やずさんな在庫管理、契約の不備などが指摘されたが、一連の不適切な事務処理等について、さらに権限の強い地方自治法第 100 条に基づく調査を実施するべく令和 5 年 10 月 19 日に、6 人の委員により構成された「元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会」が設置され、約 1 年間の調査が実施され、令和 6 年 10 月 31 日に調査報告書が示された。

《調査事項》

- ①温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について
- ②お節料理の管理について
- ③旧東京アンテナショップでの在庫管理について
- ④商品券を使用して購入した P C ・プリンターについて

当該調査の期間中、11 回の委員会を開催し、元市長、市長、副市長を含む 13 人の証人尋問等、本市はもとより、複数の民間事業者からの記録の提出を求めて調査し、次のような結論に至った。

《結論》

- ①温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑

市と民間団体の事務局長が行ったシティプロモーションに係る協力事務手数料の協議記録について、虚偽の内容を記載したものであり、その作成、行使について、虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪に該当することが強く疑われる。また、民間団体から当該利用券

を仕入れる際の仕入れ価格を決定する見積書においても、内容虚偽の記載があり、その作成、行使については、虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪に該当するものと考えられるとした。このため、本市に対し、必要な調査を実施の上、関係者の刑事告訴等の処分を求め、再発防止のため、公文書の意義を職員に周知するべきとした。

②お節料理の管理について

ふるさと納税の返礼品として発注したおせち料理では、大量に発注し、冷凍保存されていた。これらの受入れ及び払出しの状況が適切に管理されておらず、大量の廃棄や送付先不明が生じ、市に損害を与える結果となり、損害の填補を図る措置を求めた。

③旧東京アンテナショップでの在庫管理について

旧東京アンテナショップ内での取引や取扱いについて、不適切と思料される内容や疑念を抱かせるような行為があったのではとの証言があり、契約に関して内部検証をして、改善するよう求めた。

④商品券を使用して購入したPC・プリンターについて

PC及びその関連商品の取得について、市が発行したふるさと洲本応援商品券を持ち出し、代金の一部として使用した行為は、業務上横領に当たるとして、調査のうえ、刑事告訴等の措置を求めた。

(2)株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会

令和5年10月に設置された元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会の調査の過程において、旧東京アンテナショップの仕入れの価格等に不可解なものがあり、当該アンテナショップが本市からの業務委託であり、特産品の提供についても本市に関わる事務等であることから、より深く調査を行うべく、令和6年3月26日に6人の委員により構成された「株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会」が設置され、約7ヶ月間の調査が実施され、令和6年10月31日に調査報告書が示された。

《調査事項》

①旧東京アンテナショップに係る業務委託について

②ふるさと洲本もともとと応援事業の特産品等の提供に関する事務について

当該調査の期間中、8回の委員会を開催し、市長を含む5人の証人尋問、本市はもとより、複数の民間事業者からの記録の提出を求めて調査し、次のような結論に至った。

《結論》

業務委託事業者の契約に関する事項や、本市との業務委託契約に関して、内部で検証、調査し、改善策を講じるべきこととした。

7. ふるさと納税事務調査特別委員会

ふるさと納税の事務に係る不適正な事務処理等が明らかになり、ふるさと納税問題調査特別委員会や第三者調査委員会において様々な調査がなされ、問題点の指摘や政策提言がなされたが、これまで問題となっているふるさと納税等にかかる事務について引き続き調査するとともに、指定取消しとなっているふるさと納税制度復帰に向けた調査研究を行うことを目的として、6名の委員で構成するふるさと納税事務調査特別委員会が洲本市議会において令和5年10月19日に設置された。

当該調査特別委員会では、第三者調査委員会からの最終報告で示された問題点と政策提言に対して、本市としてどのような対応をすべきなのか。加えて、ふるさと納税制度復帰に必要な取組について検討していくことが重要な課題となっているとし、本市の基本的な考え方、対応方針、取り組む事項、現在の取組状況等について聴取、また資料の提出を求める等詳細な調査を行ってきた。

令和6年3月議会における中間報告では、第三者調査委員会からの最終報告で示された問題点の内5点を特に今後のふるさと納税制度復帰に向けて、引き続き検討、協議していく課題であるとし、5点の要望を付し、調査の終了には至らない項目もあり、引き続き調査研究を継続して行っていくこととし、決定項目についても、進捗や実効性について確認していくと結んでいる。

その後も調査は続き、令和6年度においても、第三者調査委員会からの28の政策提言に対する本市の基本的な考え方、対応方針、取り組む事項、現在の取り組み状況について、経過を随時聴取し、また、資料の提出を求めるなど、慎重かつ詳細な調査を行っている。令和7年3月議会における中間報告では、4点の要望事項を付し、なお、制度復帰申請に至るまで、引き続き、調査研究を行っていくこととし、実効性について確認して行くと結び、現在も調査研究を続けている。

《中間報告① 令和6年3月議会（令和6年3月25日報告）》

(1)特に検討・協議していく課題とされた問題点

問題点1) 3割基準に関わる問題

- ・業務のICT化
- ・返礼品事業者への3割基準の周知徹底

問題点2) 地場産品基準に関わる問題

- ・募集要領の改正
- ・地場産品基準の的確な運用

問題点 5) 業務体制に関わる問題

- ・業務の効率化も踏まえたアウトソーシングの検討
- ・コンプライアンス研修の継続的な実施

問題点 6) 会計と監査に関わる問題

- ・会計手続の正常化
- ・個別外部監査制度の実施。

問題点 7) 内部統制やガバナンスに関わる問題

- ・内部公益通報制度の実施

(2)要望事項

- 1) 現在調査中、検討中となっている項目については、制度復帰に向けてスピード感を持って調査に臨まれない。
- 2) 募集要領の改正等、返礼品事業者の選定、地場産品基準等、明確な基準で説明できる体制を構築されたい。
- 3) 市民の信頼回復に向けた一歩として、個別外部監査制度を有効に活用し、市民にとって見える化できるよう進められたい。
- 4) 制度復帰に向けて、アウトソーシング、I C T化を進め、業務の効率化を図られたい。
- 5) 市幹部を含めた職員全体にコンプライアンス研修を実施し、職員の意識改革を進められたい。

《中間報告② 令和 7 年 3 月議会（令和 7 年 3 月 24 日報告）》

要望事項

- 1) 「洲本市ふるさと納税業務分析等支援業務報告書」及び「洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会からの 28 の提言にかかる洲本市の対応方針について」に基づき、組織体制、募集要領の改正、返礼品事業者の選定、地場産品基準等を策定し、明瞭かつ厳密な体制を構築されたい。
- 2) 市民の信頼回復に向けた一歩として、個別外部監査制度、ふるさと納税運営委員会（仮称）、及び「洲本市内部職員等からの公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する規定」を有効に活用し、市民にとって見える化できるよう進められたい。
- 3) 中間事業者との緊密な連携を確保し、業務の効率化を図るとともに円滑かつ透明性の高い運営を図られたい。
- 4) 市幹部を含めた職員全体に定期的にコンプライアンス研修を実施し、ガバナンス体制の確立と職員の意識改革を進められたい。

8. 本市による調査

第三者調査委員会終了以後、現在まで本市において継続して調査しているものについて記載する。

(1) 洲本温泉利用券

洲本温泉利用券の返礼品調達額が寄附金額の3割を超えていたとして、ふるさと納税制度から指定取り消しの処分を受けたことについては、先述のとおりである。本市が発行していた洲本温泉利用券は、平成27年頃から本市で発行を行い、返礼品として人気があった。しかし、第三者調査委員会の調査から、印刷枚数の上限を限定し、あるいは庁内から外部に持ち出す枚数やその方法等を定める手続も一切定められていなかったとの指摘を受けている。また、寄附者への「おまけ」として使用やイベント参加者等に配布していた。

令和7年2月現在の温泉利用券の債務残高は、約2億7千万円となっている。未利用の寄附者に対して、早期使用を呼びかけるなど債務解消に努めている。

《温泉利用券 使途まとめ》

10,000円券

単位：枚

印刷枚数	重複印刷	発行枚数	発行枚数			保管等
			代物弁済	不明	おまけ	
341,100	10,600	330,421	113※	1,774	83	79

※令和5年9月定例市議会において、予算議決により代物弁済を解消

5,000円券

単位：枚

印刷枚数	重複印刷	発行枚数	発行枚数			保管
			代物弁済	不明	おまけ	
7,805	205	7,585	0	2,048	3,986	15

(2) ふるさと洲本応援商品券

ふるさと洲本応援商品券は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により景気後退の回復を目指し、地域における消費を喚起、下支えすることを目的に、令和2年度には、1世帯あたり1万5千円分、3年度には、1世帯あたり2万円分を各世帯に配布を行った。このうち、令和2年度の配布残余分の商品券と追加で印刷した商品券を用いて、ふるさと納税の返礼品として温泉利用券とセットにし、または、温泉利用券の「おまけ」として使用していた。連番管理及び受払管理がされておらず極めて杜撰な管理であり、「おまけ」として使用することの決裁手続きはされていなかった。また、倉庫に保管されていたが、倉庫に入った者が無断で持ち出しても分からない状況であった。

加えて、プリンター及びパソコンの購入に使用していた（代物弁済）。この事案のうち、パソコンの購入に関して、令和6年10月31日元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会（100条委員会）から「元課長が、『令和2年7月頃のパソコン及びその関連商品の代金』並びに『令和4年3月頃のパソコンの代金』に充てるために商品券を交付した行為は、業務上横領罪（刑法第253条）に該当するものと考えられるため、洲本市においては、必要な調査を行った上で、刑事告訴を含む適切な措置を講ぜられたい。」旨の調査報告が出された。この事案については、一部に関して公益通報もあり、従前からの調査の結果、「違法又は不正な事実がある」と認定し、刑事告訴を行い、告訴状が受理されたことを令和6年12月6日に公表した。

《ふるさと洲本応援商品券使途まとめ》

単位：枚（1枚の単価1,000円）

印刷数	配布数	おまけ	返礼品	代物弁済	保管	不明分
167,000	134,100	1,180	7,137	1,500	15,549	7,534

一部報道機関により報道された、令和3年（2021年）発行のふるさと洲本応援商品券については、券面に大きく2021の印刷があり、使用不可であることから、廃棄すべきものとして、庁内の倉庫に保管している。今後適切な時期に廃棄処分を行う。

(3)プリペイドカード（クオカード）

コンビニエンスストア等で使用できるプリペイドカードを、返礼品の質の向上や移住・交流促進のために実施した、ふるさと納税寄附者を対象とするアンケート調査の粗品として配布するために購入したものであるが、温泉利用券配布の際の「おまけ」として使用していた。また、倉庫に大量のプリペイドカードが保管されていたが、倉庫に立ち入った者が無断で持ち出してもわからない状況であった。さらに、プリペイドカードには、シリアルナンバーが付されており、当該ナンバーを使用し、出納、配布先、用途、残数等の台帳管理が可能であった。しかし、プリペイドカード自体の台帳や管理簿は作られていなかった。金券でありながら極めて杜撰な管理であったと言わざるを得ない。そのため、使用先の特定が極めて困難な状況にある。また、アンケートのお礼として送付する際に、高額の寄附者に対しては、一枚ではなく、寄附額に応じて複数枚を追加し送付していた。しかし、誰に何枚を送付したという記録はなく、枚数を特定できなかった。不明とされたプリペイドカードについては、この追加分が含まれると推測される。また、3,000枚は別の部署で、本市の事業の啓発のために活用していた。保管していたプリペイドカード59,321枚については、発行事業者に返品し、カード額面どおり約2,600万円の払い戻しを受けた。

《プリペイドカード 使途まとめ》 ※単位：枚（1枚の単価：300円もしくは500円）

購入数	アンケートの お礼	おまけ	保管 (返品済)	他事業 活用分	不明分
599,000	491,600	28,572	59,321	3,000	16,507

(4)玉ねぎスープ

令和4年4月1日付けで、1本当たり単価54円の玉ねぎスープ632,250本を購入する契約を締結し、契約額は3,414万1,500円となり、議会の議決が必要な2,000万円を超えていた。このほか、契約締結の前年度である令和4年1月に、事業者が製造計画を進めることを了承するメールを元課長が送信していたことが判明している。事業者の選定における競争性や透明性を担保するための措置を取っておらず、予算の裏付けなしに、発注に類似する行為を行っており、極めて不適切な事務処理であったと言わざるを得ない。

また、きちんとした出納管理簿はなく、大量の玉ねぎスープの在庫が、倉庫に無造作に置かれ、誰が持って行っても分からない状況であった等、管理方法も杜撰であった。

在庫の玉ねぎスープは賞味期限が近づいていたため、フードバンクへ寄附及び本市アンテナショップでの配布等に活用した。

(5)おせち料理

おせち料理は、「洲本市オリジナルおせち」と題し、ふるさと納税返礼品として1段重500セット、3段重500セット、医療従事者へのお礼として1段重400セット、3段重400セット及び予備1段重、3段重各100セット合計2,000セットを発注した。（このうち、解凍テストなどに使用したものを除き1段重993セット、3段重994セット分の支払いを行っている。）しかし、当初の目的以外の用途に使用されていることが確認された。第三者調査委員会の最終報告書においても、「契約において議決を受けておらず、発注したおせち料理がどのように使われたかについて極めて不透明であり、発送先が解明できないものが多数に上っている。」との指摘があり、本市としても調査を行ってきたところである。

現在までに判明したおせち料理の配布先等は下表のとおりである。第三者調査委員会の調査終了後、関係事業者の協力により、1段重68個が洲本市の産品をPRする施設に送付されていたことが判明した。この後、使用先の指示がなく賞味期限を迎え事業者の手元に残ったおせち料理は、1段重558セット、3段重110セットであったとの証言を得ている。

上述の他、1段重のおせち料理には、淡路島玉ねぎハンバーグ2個とわかめ麺1パックをセットにし、提供していた。おせち料理の賞味期限は、令和4年1月25日であったが、おせち料理が賞味期限を迎えた後、賞味期限に到達していなかったハンバーグ1,116個とわかめ麺558パックを梱包から取り出し、お節料理558個は廃棄した。取り出された

ハンバーグは、10個につき冷凍チーズ1個を加え1セットにし、ふるさと納税返礼品として、寄附を募集し、46セット（460個）を使用したことが証言により判明した。この他、350個を東京の金融機関へ送付したとの証言があり、食材提供イベントで使用されていたことが確認できた。残りのハンバーグは、洲本市東京事務所へ送付したとの証言を得ているが、東京事務所の運営事業者からの確認は取れていない。わかめ麺については、本市に送付したとの証言を得ており、その後の調査で、本市に送られた後、処分したことが判明した。

また、3段重については、賞味期限経過後の残余分を令和4年3月末に本市へ送付したと証言している。担当者等へのヒアリングにより、本市に送付され、一旦洲本市内の事業者の冷凍倉庫で保管されたことは確認しているが、保管された個数、廃棄した個数は確認できなかった。職員がやまなみ苑に持ち込み廃棄したことが確認された130kg分を含め、廃棄したものと推測される。

この他、不明のおせち料理についても残置していないと考えられる。これまで関係事業者の協力を得て、調査を行ってきたが、これ以上の解明は困難であると言わざるを得ない。しかし、今後も新たな解明への糸口が見つかれば調査を行っていくこととしている。

このような中、令和6年10月31日元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会から「洲本市は、お節料理の亡失にかかる損害の填補を図るために必要な措置を講ずるべきである。」との調査報告が出された。本市はこれを受け、不明分等に係る損害額の確定、請求相手方の確定など手続きに必要な準備を進めている。

お節料理送付先一覧

送付先	三段重 (36,000円)	一段重 (12,000円)	計	金額（円）
寄附者（返礼品）	121	55	176	5,016,000
医療関係者	101	56	157	4,308,000
産品PR	42	75	117	2,412,000
移住イベント参加者	0	62	62	744,000
新成人	360	0	360	12,960,000
返礼品事業者	41	112	153	2,820,000
洲本マラソンラッキー賞 受賞者	122	0	122	4,392,000
使用先判明分 計	787	360	1,147	32,652,000
賞味期限切れ分※	110	558	668	10,656,000
使用先不明分	97	75	172	4,392,000
合 計	994	993	1987	47,700,000

※3段重の賞味期限切れ分には、事業者が廃棄分、やまなみ苑での廃棄分を含む。

(6)牛一頭買い

牛の一頭買いとは、牛をまるごと購入することではなく、牛1頭分に相当する重量の枝肉や部位を購入していた。販売元の事業者が枝肉等を保管し、寄附者からの返礼品の申込受付後、申込のあった部位を事業者が精肉にカット、パック詰めし、寄附者に送付していた。調達費の低減化や増大する返礼品の申込に対応するために牛肉をより多く確保するための策であったと推測される。本事案の請求書において、牛トレーサビリティ法による個体識別番号が重複していたものについて事業者にお問い合わせしたところ、記入誤りであるとのことで、補正資料の提出を受けた。また、当該個体識別番号を元に調べると、いずれも淡路島内での飼育履歴はあったが、地場産品基準違反にあたる洲本市での飼育履歴のない個体があった。

(7)調達費の送料と梱包費への付け替え

ふるさと納税サイトのバーゲンセールに合わせて、寄附金額を下げ、連動して商品代金を引き下げ、引き下げ分を送料及び梱包費に付け替えを行っていたことが第三者調査委員会から指摘されている。

この指摘を受けて、返礼品の調達費と送料、梱包費など事務費との付け替えが行われた経緯について事業者に回答を求めたが、「寄附額を決めているのは市である。」とし、明確な回答は得られなかった。

そこで、返礼品事業者が商品記事フォームとして届け出ている返礼品資料と令和2年4月請求時データ、令和2年9月請求時データを下表のとおり数件分ピックアップして比較した。

送料等比較表

商品名	登録日	令和2年4月請求書より				令和2年9月請求書より				差額 ②－①
		商品代	梱包代	東京 送料	計①	商品代	梱包代	東京 送料	計②	
淡路牛の切り落とし 900g (300g×3 パック)	R1.5.14	4,212	165	1,089	5,466	2,400	1,133	1,969	5,502	36
淡路牛の切り落とし 1.5 kg (300g×5 パック)	R1.5.14	7,020	165	1,166	8,351	4,500	1,133	2,046	7,679	△672
淡路ハンバーグ 特大 200g 冷凍5個セット	R2.5.21 ※ R1.12.22	2,160	440	1,089	3,689	1,500	1,126	1,936	4,562	873

商品名	登録日	令和 2 年 4 月請求書より				令和 2 年 9 月請求書より				差額 ②－①
		商品代	梱包代	東京 送料	計①	商品代	梱包代	東京 送料	計②	
淡路ハンバーグ 特大 200g 冷凍10個セット	R2.5.21 ※ R1.12.22	3,996	550	1,166	5,712	3,000	1,226	1,936	6,162	450

※当初登録から返礼品番号を変更している。

その結果、最終報告書の 84 ページのように、商品代金を引き下げ、梱包費と送料を引き上げていることが確認できた。また、登録時点の商品記事フォームを確認すると、一部の商品において消費税額を外税から内税に変更している。商品代を引き下げること、寄附額も引き下げることができ、同じ返礼品をよりお得に見せかけることができることから、寄附額の増加を狙い、恣意的に操作していたものと推測される。その結果、数か月待ちになる返礼品が発生していた。

(8)事後的に公文書を作成

第三者調査委員会からの「魅力発信事業協力費として支払っているものは、温泉利用券の請求等事務費と洲本市の P R 活動費である根拠として兵庫県の調査に提出した平成 31 年 4 月 1 日付け「魅力創生課・会議・協議・打合せ・連絡調整等記録票」が事後的に作成されたことは、虚偽公文書を作成したこととなりかねない。また、令和 3 年 4 月 1 日付け「令和 3 年度洲本温泉利用券に係る仕入れ価格について」に添付されていた「見積書」は問題発覚後に外部の団体に依頼して作成させたことは、外部の団体も巻き込んで偽装しようとしている点で、極めて悪質と言える。」との指摘について、本市は重く受け止め、その違法性について関係職員に対するヒアリングなど調査を実施し、処分を検討していた。

このような中、令和 6 年 10 月 31 日元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会から「内容虚偽の記載があり、その作成、行使については、虚偽有印公文書作成罪（刑法第 1 5 6 条）及び同行使罪（刑法第 1 5 8 条第 1 項）に該当するものと考えられる。このため、洲本市において、必要な調査を実施のうえ、関係者に対する刑事告訴その他職務規定違反による適切な処分をされたい。また、再発を防止すべく、公文書の意義を職員に周知するべきである。」との調査報告が出された。

本市はこれを受け、適切な対応を進めていくこととし、公文書の意義の職員への周知について、地方公共団体の文書事務の専門的な知見を有する講師による、公用文の起案及び審査に関する研修を令和 7 年 1 月 15 日から 2 月 13 日まで、動画配信方式で実施した。また、検討中であった文書作成に関与した職員の処分については、本市での調査等を終了し、その結果、令和 7 年 2 月 14 日付けで、停職 1 か月等の懲戒処分を行った。

(9)パソコン

ふるさと納税問題に隣接する問題として３台のパソコンの購入が挙げられる。元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会においては、商品券で購入した２台のパソコンについて調査が行われた。本市においても、３台のパソコンの購入経緯について、調査を行った。

１台目のパソコンは、元課長が、平成２９年３月頃に、請求書を消耗品に書き換えさせ、市内文具店より購入した疑いがあり、元課長にヒアリングを行ったが、「個人で購入したパソコンである。」と、公金での購入を否定している。当該パソコンは備品に相当するものであるが、備品登録はしておらず、専ら、元課長が使用していた。令和４年３月下旬、残業中の他課の職員に譲渡した。譲渡された職員は、元課長の個人所有のパソコンであるとの認識から、課内で使用していたが、他の職員らから指摘を受け、魅力創生課を通じて、総務課で保管し、調査を行った。その結果、個人で購入したことが確認できたが、元課長が支払った代金は一部であり、残金は請求書の書き換えで支払ったことが分かった。この残金の部分について本市に損害が発生していたが、関係者が賠償したことで解消した。このことから、１台目のパソコンは、譲渡された職員の所有と判断し、その職員に返還した。

２台目のパソコンは、令和２年７月６日及び１５日の市内の文具店からのふるさと洲本応援商品券の請求が多額であったことから、第三者調査委員会調査チームの目に留まったものである。文具店に確認したところ、当該商品券を使用し、元課長が使用するパソコンを購入したものであった。これが明らかな代物弁済にあたるもの本市からの指摘に対し、元課長が弁済すると申し出たため、代金を弁済させ、パソコンの所有権は元課長にあるものとし、元課長に返還した。

３台目のパソコンは、「元課長が商品券を持ち出し、令和４年３月頃に市内文具店から購入した疑いがある。」と発覚し、本市において調査を行っていた。市内文具店が当該商品券を換金しておらず、パソコン購入代金が未払いの状態であること、元課長が出向先である五色ふるさと振興公社で使用していたことなどが判明したことから、同振興公社理事長である浜辺副市長が理事長個人として買い取り、現在は同振興公社で保管している。

令和６年１０月３１日元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会（１００条委員会）より、２台目と３台目のパソコンについて「元課長が、『令和２年７月頃のパソコン及びその関連商品の代金』、並びに、『令和４年３月頃のパソコンの代金』に充てるために商品券を交付した行為は、業務上横領罪（刑法第２５３条）に該当するものと考えられるため、洲本市においては、必要な調査を行った上で、刑事告訴を含む適切な措置を講ぜられたい。」との調査報告が出された。

この事案に関し、一部については、公益通報もあり、従前からの調査の結果、「違法又は不正な事実がある」と認定し、刑事告訴を行い、告訴状が受理されたことを令和6年12月6日に公表した。

9. 関係職員の懲戒処分

令和5年3月29日付け懲戒処分

所属	性別	年代	役職	処 分 年月日	処分 内容	事案概要
産業振興部 当時(企画情報 部)	男	50 代	7 級 (課長職)	令和5年 3月29日 処分後 令和5年 3月31日付 で退職	停職 6 か月	本市におけるふるさと納税制度からの指定取り消しに関連する、一連の事務手続き等の多岐に渡る非違行為に対する処分 ・「ふるさと洲本応援商品券」を支払い手段として用い、パソコンとプリンターを購入した「不適正な業務執行」 ・ふるさと納税の返礼品である「洲本温泉券」の管理及び事務執行において、恒常的な「おまけ」の送付実態に対する「不適正な業務執行」 ・おせち料理の一連の事務執行において、追認議決案件に発展したことや配布先の管理において、高額な公金支出が伴う事務にかかわらず、法令違反、契約手続きにおいて不適正な事務処理等があったことによる「公金・公の財産処理不適正」 その他、処分の対象となり得る複数の異なる非違行為の実態が多岐に渡り、非違行為の結果が極めて重大であること、公務内外に及ぼす影響が特に大きい事案であることから、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当することで懲戒処分を行うものである。

所属	性別	年代	役職	処 分 年月日	処分 内容	事案概要
総務部 当時(企画情報部)	男	60 代	7 級 (部長職)	令和 5 年 3 月 29 日	戒告	上記事案の管理監督責任
企画情報部	男	50 代	7 級 (部長職)	令和 5 年 3 月 29 日	戒告	上記事案の管理監督責任及びふるさと納税産品である「玉ねぎスープ」の契約、発注処理において、不適切な事務手続きが生じた責任

上記以外に令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月の間において、市長が給料月額の 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する額を減額、副市長が給料月額の 100 分の 30 を乗じて得た額に相当する額を減額している。

令和 7 年 2 月 14 日付け懲戒処分

所属	性別	年代	役職	処 分 年月日	処分 内容	事案概要
産業振興部 当時(企画情報部)	男	60 代	7 級 (部長職)	令和 7 年 2 月 14 日	停職 1 か月	ふるさと納税の返礼品である洲本温泉利用券が地方税法等の基準に違反する疑いがあるため総務省の調査が令和 4 年 2 月に行われ、これに対応する目的で真実に反する内容の公文書が作成された。その際、決裁欄に専決権者（作成権限者）として押印し、文書を完成させ、編てつし、調査に対応した。決裁制度上、専決権者は、決裁を行わず承認しない権限を行使し、文書の問題点を確認し、是正を図ることができるところ、文書の真偽を確認、追及することなく、専決権者として押印し、不作為的に真実に反する内容の文書を完成させ、虚偽公文書の作成及び行使に相当する公文書の不適切な取扱いをしたことから、懲戒処分を行った。

所属	性別	年代	役職	処 分 年月日	処分 内容	事案概要
企画情報部	男	50 代	7 級 (課長 職)	令和 7 年 2 月 14 日	1 か月間 給料月額 10 分の 1 減給	上記事案において、総務省の調査に対応する目的で、部下が起案した決裁書が真実に反することを知らずながら当該決裁書に押印した。 部下を監督する立場にありながら公文書の不適切な取扱いに深く関与したことから、監督責任として懲戒処分を行った。
総務部 当時(企画情報部)	男	50 代	5 級 (係長 職)	令和 7 年 2 月 14 日	戒告	上記事案において、真実に反する内容の公文書の起案者欄に押印し、編みつけ、虚偽公文書の作成及び行使に相当する公文書の不適切な取扱いをしたことから、懲戒処分を行った。

10. 職員意識調査結果

(1) アンケートの概要

① 目的

ふるさと納税問題を契機に、コンプライアンス意識の向上が求められている。このアンケートは、職員一人一人が自身の行動や組織全体の課題を再評価し、より良い職場環境を創造し、市民の信頼を回復するための改善策を見つけ出すために実施した。

② 期間

令和6年3月1日（金）～3月25日（月）

③ 対象者

全職員（※ただし、特別職を除く）

④ 回答方法

ア 庁内ネットワークに接続されているパソコンを個人利用している職員

⇒ 庁内ネットワークより回答

イ 上記以外の職員

⇒ 紙ベースにより回答

⑤ 回答率

対象者数 449人

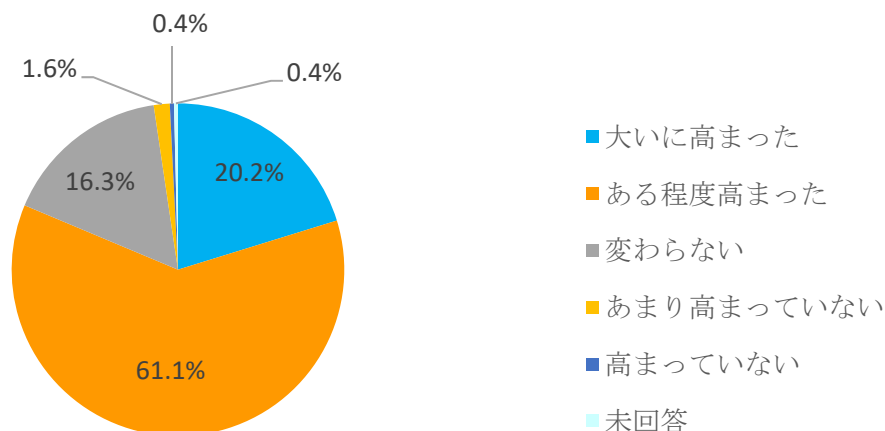
回答者数 257人

回答率 57.2%

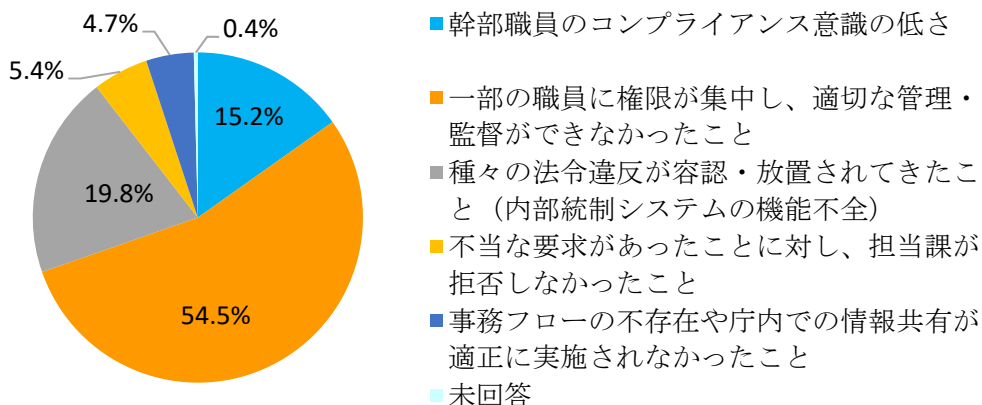
(2)調査結果

《コンプライアンスについて》

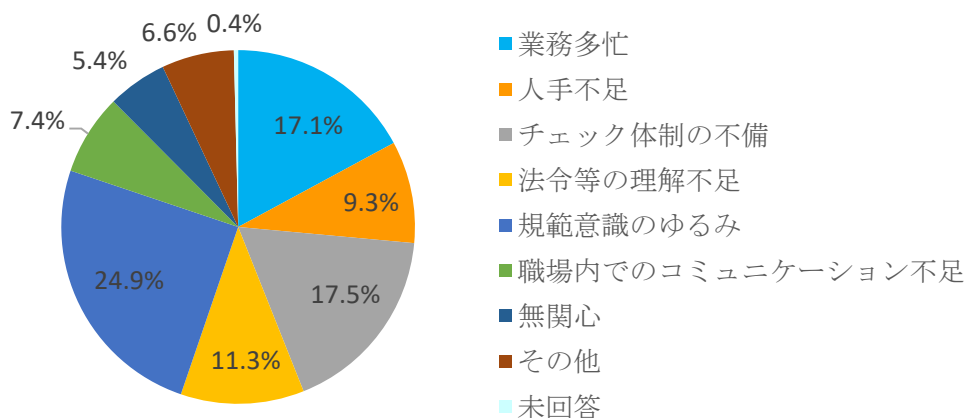
①ふるさと納税問題を受けて、あなたのコンプライアンス意識は高まりましたか。



②洲本市のふるさと納税問題では、種々のコンプライアンス違反が指摘されています。あなたが一番問題だと思うのは次のどれでしょうか。

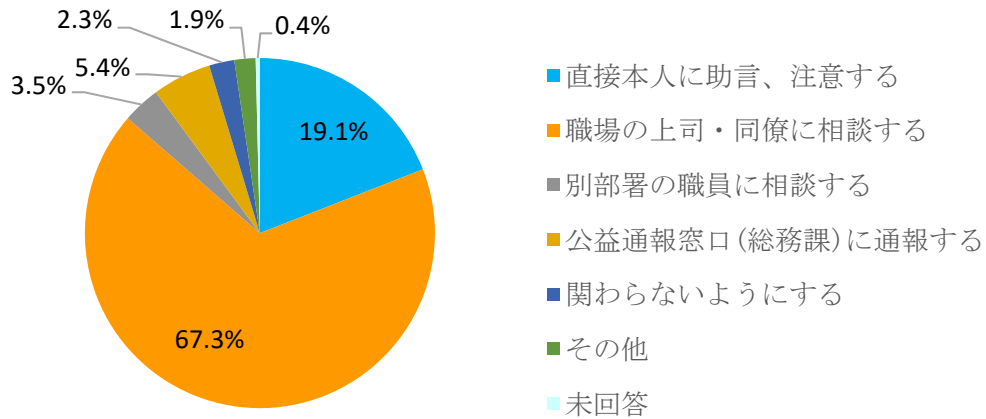


③あなたはコンプライアンス上の問題が発生する一番の要因は何だと思いますか。

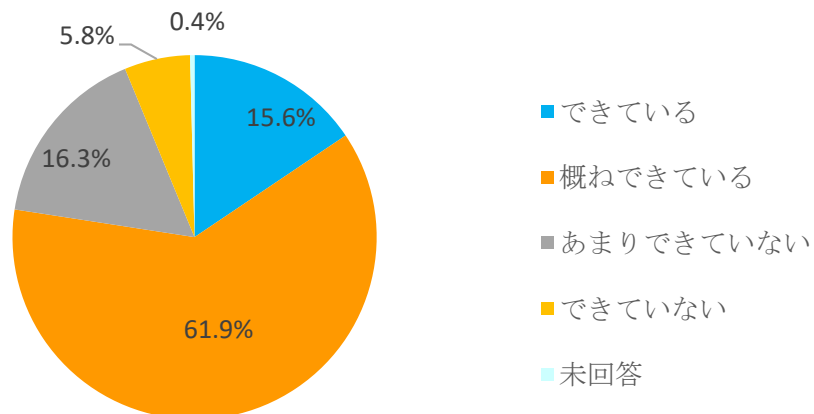


《職場・上司・同僚等について》

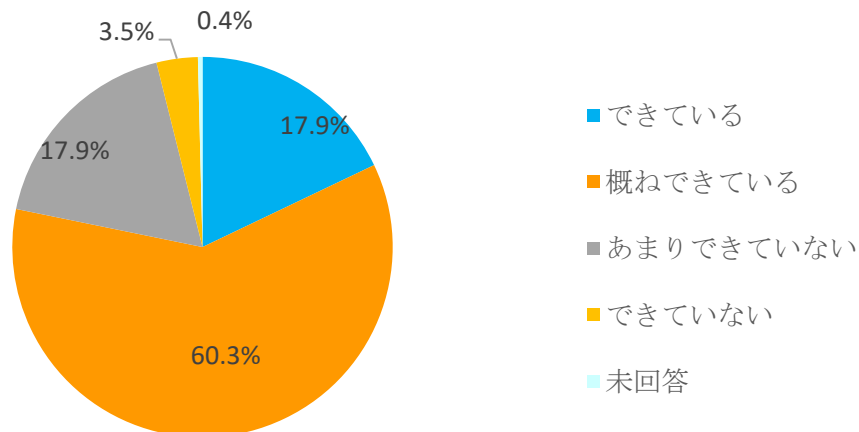
①あなたの職場内でコンプライアンス違反がある場合やコンプライアンス違反の恐れがある場合、あなたはどのように行動しますか。



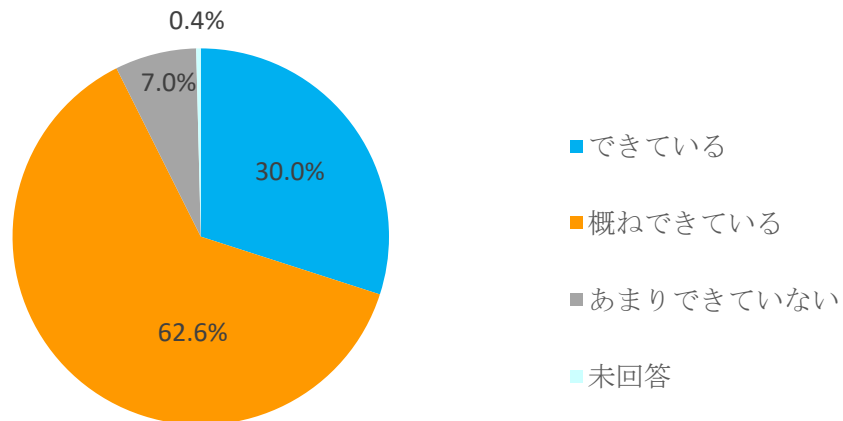
②あなたの職場は、繁忙期などに職場全体で協力して業務を行う体制ができていますか。



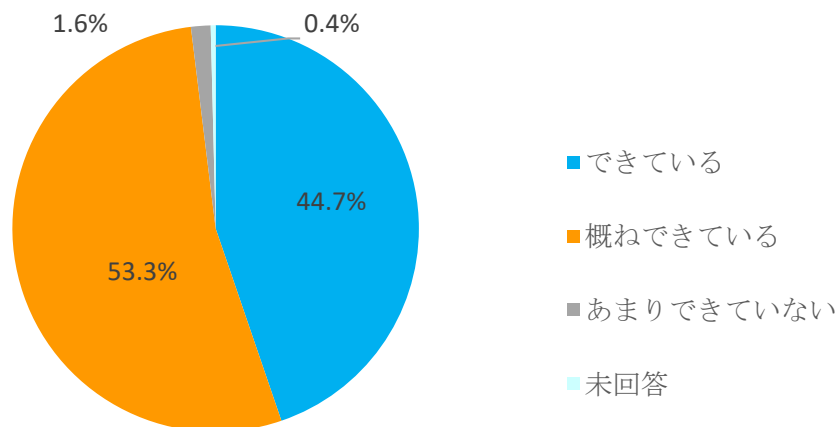
③あなたの職場は、改善点などに関し職員同士で注意し合い、改善に向け取組むことができますか。



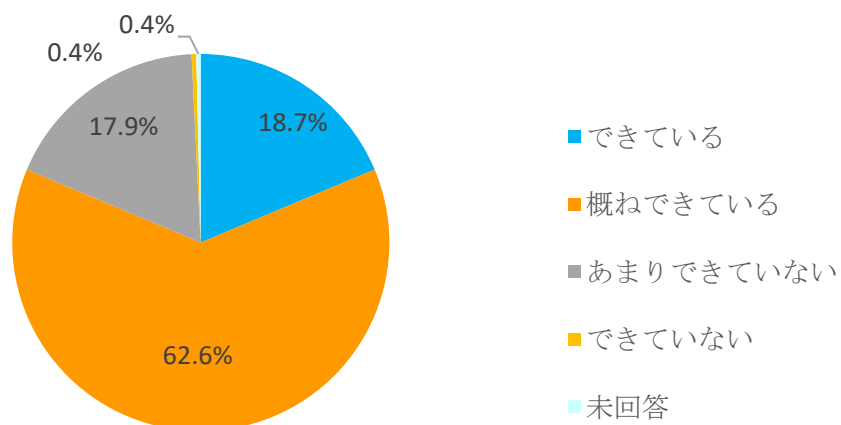
④あなたは自分の仕事について、上司に適切に報告、連絡、相談ができていますか。



⑤あなたは仮にミスをした場合、速やかに上司に報告ができていますか。

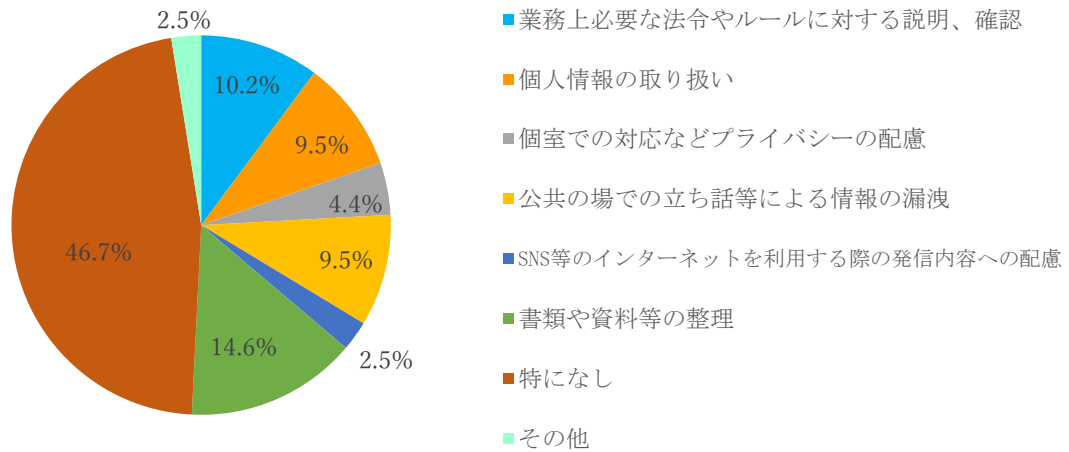


⑥あなたは上司からの指示に疑問を感じた時や承服しかねる時に、質問や意見を言うことができますか。



⑦あなたの職場で、法令上不適切な事案、またはその可能性がある事案はありますか。

※複数回答可



(3)調査結果から

『コンプライアンスについて』の調査では、洲本市のふるさと納税問題で、職員が考える一番の問題はどれかとの問いでは、「一部の職員に権力が集中、適切な管理・監督ができなかったこと」が54.5%で、「種々の法令違反が容認・放置されてきたこと（内部統制システムの機能不全）」が19.8%と続いた。このことから、一部の職員に対し、適切な指導や統制がなされていなかったことが、問題であったと考えていることが読み取れる。再発防止のためには、管理監督者が適切な指導や統制に必要なマネジメントスキルを身に着けることが求められる。コンプライアンス上の問題が発生する一番の要因では、「規範意識のゆるみ」が24.9%、「チェック体制の不備」が17.5%で、1位2位となっている。

また、「業務多忙」17.1%、「人手不足」9.3%で、業務配分、人事配置に起因するもの、「法令等の理解不足」11.3%と職員個人のスキルに起因するものも上位に挙げられている。これら意見を、再発防止策の要とし13章に繋げる。

ふるさと納税問題を受けて、コンプライアンス意識は高まったかとの問いには、「大いに高まった」が61.1%、「ある程度高まった」が20.2%と8割を超えた。このことは、この問題における唯一の救いと言える。

『職場・上司・同僚等について』の調査では、各部署において、報告、連絡、相談体制や協力体制が概ねとれていることが分かる。また、上司に対しても疑義がある場合には、意見や質問ができる関係性が概ね形成できていることが分かる。

一方で、法令上不適切な事案、またはその可能性がある事案の有無については、半数近くが「特になし」としながらも、もう半数が、内容は分かれたが不適切な事案もしくはその可能性がある事案があるとしている。今後は、例えば文書管理や情報管理に特化したコンプライアンス研修等内容を絞り、継続的に全職員に研修を実施していく必要がある。

また、法令上不適切な事案のより詳細な洗出しを行っていくなど、継続して取り組まなければならない。

11. 是正済の指摘事項

本市では、第三者調査委員会により明らかにされた調査結果が、これまで行ってきたふるさと納税と関連する事務の実態であったと認め、深く反省し、即時是正できるものについては、是正を行ってきた。その内容を記載する。

(1)議会の議決を経ていなかった案件について

①おせち料理・玉ねぎスープについて

おせち料理、玉ねぎスープの購入が、予定価格 2,000 万円を超える物品購入でありながら、議会の議決を経ていなかった。

令和 5 年 2 月 20 日追認議決により是正を行った。

②代物弁済をしていた件について

ふるさと洲本応援商品券を利用し、プリンター及びパソコンを購入、またイベントの参加者の宿泊費として洲本温泉利用券を支払い手段として使用していた。これは、物品の支払いを物品で行う代物弁済となり、これを行うには、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会による議決を経ることが必要であるが、議決を経ていなかった。

代物弁済にあたるプリンターの購入費及び宿泊費については、商品券、温泉利用券での支払額を事業者が本市に返済、本市は令和 5 年 9 月議会でプリンター購入費、宿泊にかかる施設使用料を予算化し、改めて歳出予算から支払う是正を行った。

パソコンの購入費については、代物弁済を行った元課長からの申し出により、当該課長が弁済した。

(2)金券等の管理について

①洲本温泉利用券、ふるさと洲本応援商品券の管理

令和 5 年 4 月より、物品出納員によって厳格に管理を行っている。令和 5 年 6 月 21 日付け「事務処理の適正な履行について（通達）」により、市が金券を発行することを原則禁止としたため、今後適切な時期に廃棄処分を行う。

②金券の管理

洲本温泉利用券と同様に物品出納員が管理し、払出にあたっては、洲本市物品取扱規則に従い、複数人の確認のもとに行うこととした。

プリペイドカード・商品券等で市が事業者から買取り、市が債権を持っているものについて、その額面が少額ではないことから、活用について検討を行い、活用方針について、令和 6 年 6 月 17 日開催のふるさと納税事務調査特別委員会で報告を行った。また、後払

い方式（金券使用後に支払い）で債権及び債務が発生していないものについては、適切な時期に事業者へ返却する。金券等の活用方針は下記のとおりである。

金券等の現在の状況と活用方針（令和 7 年 2 月 14 日時点）

種別	保有枚数 令和 5 年 7 月現在	活用 枚数	残枚数	購入時の使途	活用 方針※
プリペイドカード (500 円)	40,272	40,272	0	アンケートに同封、温泉券 送付の際のおまけ	㊦
プリペイドカード (300 円)	19,049	19,049	0		
お食事券(10,000 円)	26	26	0	返礼品（単独）、返礼品（温 泉券とのセット）、温泉券送 付の際のおまけ	㊥
お食事券(5,000 円)	193	61	132		
お食事券(1,000 円)	580	0	580		
飲食施設割引券 (1,000 円)	116	0	116	イベント時に配布	㊤
ウェルネスパーク五色 クーポンチケット (1,000 円)	55	55	0	返礼品	㊦
アンテナショップ 商品券(300 円)	4,241	0	4,241	イベント時に配布	㊷
高速バス往復回数券	13	13	0	返礼品(温泉券とのセット)	㊦

※活用方針の内容

㊦発行事業者による払い戻し

㊥ふるなびカタログポイント※の返礼品として使用

※ふるなびカタログは、ポイント制ふるさと納税サイトである。寄附を行い、ポイントを受け取り、返礼品選びは後でポイント使用し行える。ポイントが無期限であることから、第三者調査委員会から、市の債務として継続的に続く問題があるとの指摘を受けている。現在は、制度に復帰していないことから、新規のポイントの発行はないが、指定取り消し前の寄附で得たポイントで、カタログ掲載商品を選択できる。お食事券は、返礼品として現在もカタログに掲載している。

㊷後払い方式（金券使用後に支払い）で債権及び債務が発生していないものは、適切な時期に発行事業者へ返却

㊤有効期限切れで使用不可のものは、適切な時期に廃棄

(3)旧東京アンテナショップの運営事業者の解除について

旧東京アンテナショップ「スモトのおべんと」は、平成 31 年 1 月 23 日、シティプロモーションを目的として、東京有楽町にオープンした。市町村が運営するアンテナショップとしては、日本最大級という店舗面積を誇り、洲本地域や淡路島産の特産品を扱い、洲本市のふるさと納税返礼品の紹介、販売を行っていた。ところが、平成 31 年 3 月 31 日付けで、運営事業者であった㈱淡路島第一次産業振興公社を契約解除するとともに、ふるさと納税返礼品事業者の承認をも取り消すに至っている。

第三者調査委員会の調査報告では、「この背景には、運営事業者と本市、とりわけ元課長個人との間で多岐にわたる紛争があったようだ。」と触れ、「正当な理由なく特定事業者を排除した可能性が高いものと考えられた。」との記載がある。

この点や元課長が当該アンテナショップで、お金を支払わず飲食や業者等に商品を振る舞っていたとの報道を受けて、当該アンテナショップの在庫管理に問題があるとし、洲本市議会において元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会（地方自治法第 100 条第 1 項の規定による）が設置され調査が進められた。

また、この調査の中で、当該アンテナショップで㈱淡路島第一次産業振興公社が行った事務処理において、不明瞭または不透明な点があるとして、令和 6 年 3 月 26 日、同じく洲本市議会において㈱淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会（地方自治法第 100 条第 1 項の規定による）が設置された。

両特別委員会は、令和 6 年 10 月 31 日に、本市に対しては「業務委託事業者の契約に関する事項や、洲本市との業務委託契約に関して内部で検証し、改善策を講ずべきである。」と結論付けている。本市は、この結論を受け、旧東京アンテナショップの業務委託契約について検証を行い、問題を洗い出し、令和 6 年 12 月 10 日付けで「契約事務の適正執行について」を職員に向け通知し、改善策の周知を行った。

ふるさと納税返礼品事業者の取り消し処分決定に関しては、「正当な理由がない。」「担当者の私見により行われている。」等の疑念を生じさせないように、処分基準を明記した返礼品事業者募集要領に改正し、処分にあたっては、外部の有識者の意見を聴取する検討を進めるなど、公平性や透明性を確保することとしている。

(4)Sブリックリノベーション事業の事業者選定について

Sブリックは、鐘紡洲本工場跡にレンガ造りを活かしたアルファビアミュージアムとして整備され、民間事業者により運営されていたが、当該民間事業者が撤退後、長きに亘り休眠状態であった。本市はこれを活用するため、リノベーション事業を実施した。リノベーション事業の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案の募集が行われたが、第三者調査委員会からは「受付期間が短期間で排他的な募集にすぎず、その内実は形骸化していた。」との指摘を受けている。

これを受けて本市は、プロポーザル方式による業者選定に係る標準的な事務手順や応募事業者が1社のみの場合のプロポーザルの是非を協議するなど、競争の公平性と透明性を確保するために公募型プロポーザルについて一定の指針を定める必要があるとのことから「洲本市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を策定し、令和6年10月1日より施行している。

12. 第三者調査委員会の政策提言への対応方針

第三者調査委員会の最終報告書では、ふるさと納税問題に関し9の問題点が洗い出され、それらにかかる再発防止策として28の政策提言をいただいている。提言への対応について記載する。この提言への対応方針を遵守し、健全なふるさと納税の制度運用に努めていく。

問題点 1)

3割基準に関わる問題と政策提言

(1) 寄附を増やすため、見かけ上の調達費を減額し、送料や梱包費を実際の金額よりも高く設定していた。(2) ふるさと納税サイトのバーゲンセールに合わせる形で、寄附額を恣意的に減額していた。(3) 寄附額、調達費、梱包費、送料のデータをリアルタイムで把握していなかった。(4) 参加事業者に対して、3割基準の存在を明確に説明していなかった。(5) 以上の結果として、3割基準違反が続出した。

No.	提言	対応
1	梱包費は寄附額の3割以内とされる調達費に含めるべき。	梱包費は調達費に含め、3割基準を遵守する。
2	送料は市が運送業者を指定して実費精算とするべき。	市と中間事業者が連携のうえ、返礼品の配送事業者を指定し、実費精算とする。
3	寄附額、調達費、送料の変更について、ICTを活用して記録を残し、調達費が寄附額の3割を超えないよう、モニタリングを実施するべき。	寄附額、調達費などの経費はリアルタイムで、確認できるシステムを活用する。
4	参加事業者に対して、3割基準について丁寧に説明する体制を整えて実施するべき。	事業者説明会の開催、個別相談の対応等の体制を整える。

問題点 2)

地場産品基準に関わる問題と政策提言

(1) 参加事業者に地場産品基準を明確に説明していなかった。例えば、淡路島の産品ならば認められるという説明を受けた、または、そのような間違った認識を持つ参加事業者が散見された。(2) 現行の募集要領に「洲本市と縁のある」「洲本市に縁のある」との表記があり、地場産品基準違反を誘発する、または、恣意的に地場産品基準を拡大解釈する土壌があった。(3) 以上の結果として、地場産品基準違反が続出した。

No.	提言	対応
5	現行の募集要領にある「洲本市と縁のある」「洲本市に縁のある」の表記を削除し、洲本市内の産品を扱うことができる事業者限定することを明記するべき。	改正する募集要領において、曖昧な表現を削除し、参加資格要件として「本社や支社が市内にある」「工場などの生産拠点や役務の提供場所が市内にある」等、具体的に明記する。
6	参加事業者に対して、地場産品基準について丁寧に説明する体制を整えて実施するべき。	事業者説明会の開催、個別相談の対応等の体制を整える。
7	参加事業者には、洲本市産（市内町名まで）であることを明記した「商品ラベル」や「商品記事フォーム」などを提出させることを原則とするべき。	改正する募集要領において、地場産品基準の妥当性を示す資料、返礼品のサンプル等の提供等を遵守事項として明記し、提供を求める。
8	地場産品基準について、参加事業者の定期報告を義務化するべき。	
9	牛肉の返礼品は個体識別番号の明示を原則必須とし、牛トレーサビリティに基づく個体識別番号による地場産品基準の検証体制を確保するべき。	

問題点 3)

利用券と在庫に関わる問題と政策提言

(1) 市は返礼品に活用する各種利用券（温泉利用券、商品券など）を発行していた。
(2) なかでも温泉利用券の発送は市の職員が行っていたが、発送業務は職員の本来業務ではない。
(3) 市が産品などを直接購入し、または各種利用券を自ら発行することで在庫を抱えていた（例えば、一頭買いした牛（枝肉等）、おせち料理、玉ねぎスープ、温泉利用券、お食事券、クオカード、商品券など）。
(4) これらの在庫管理はずさんで、どのように処分されたのかが不明なものが多く、玉ねぎスープなどのように過大な在庫を抱える場合もあった。

No.	提言	対応
10	返礼品に関して、市による各種利用券の発行を禁止するべき。	返礼品として、市が各種利用券を発行することは禁止する。
11	返礼品に関して、市が一切の産品の在庫を抱えることを禁止するべき。	寄附者から返礼品の申し込みを受けるごとに、返礼品を発注し、発注先の事業者から寄附者へ返礼品を送付することを厳守し、市が在庫を保持することのない業務運営を行う。

問題点 4)

「おまけ」に関わる問題と政策提言

(1) 各種利用券や一部の財を「おまけ」として追加していた。
(2) 「おまけ」によって結果的に3割基準に違反する危険性も指摘される。
(3) そもそも「おまけ」を寄附者は申し込んでおらず、「おまけ」の調達に公金を使って行われている点でも問題がある。
(4) 「おまけ」は寄附額の多い寄附者を対象に主に実施されたと見られるが、公平性の観点からも問題がある。
(5) 「おまけ」を入れる業務は市の職員によって行われたが、「おまけ」の封入作業は市の職員の本来業務とは考えにくい。
(6) 市の財産を「おまけ」として返礼品に追加すること（譲与）には、議会の議決が必要であるが、その前提となる公益上の必要性が存在するかどうかは疑わしく問題がある。

No.	提言	対応
12	「おまけ」を禁止するべき。	「おまけ」は禁止し、法令を遵守した制度運用を行う。

問題点 5)

業務体制に関わる問題と政策提言

(1) 寄附額、調達費、梱包費、送料のデータの把握、請求書のチェックなど、適切な発注管理ができていなかった。(2) 業務マニュアルがなく、属人的な経験によって業務が実施されていた。(3) 市の職員が温泉利用券の発送業務を行う、「おまけ」を封入するなど、適切な業務体制ではなかった。(4) 返礼品数の増加にともない、クレーム対応が増加し、市の職員での対応が困難になっていた。(5) 年末年始のワンストップ特例制度への対応など、異常な勤務状態が見られた。(6) 市のふるさと納税業務における ICT 化と参加事業者の ICT 化が遅れていたことが、市の職員の業務を増やした。(7) 一部の参加事業者を優遇したことは、公平性を重視すべき行政のあり方として問題があった。

No.	提言	対応
13	コンサルタント会社による業務分析を行い、マニュアル作成、ICT 活用、業務のアウトソーシング化を実施すべき。	ふるさと納税に係る業務分析等支援業務委託契約をコンサルタント会社と締結し、本市の担当者とともに、業務分析、課題・リスクの洗い出し、業務改善提案、実務マニュアル等を作成した。また、業務のアウトソーシング化を実施すべく、中間事業者を選定した。
14	参加事業者にもある程度の ICT 対応を求め、業務を効率化すべき。	改正する募集要領においても、パソコン等による電子メール、エクセルの操作が可能であることを応募要件として明記し、ICT 対応を厳格に求める。
15	返礼品をとまなうふるさと納税制度を再開する上では、これまでの参加事業者との関係はリセットし、参加事業者を再公募すべき。	改正された総務省告示や本市募集要領等に基づき、参加事業者を再公募する。
16	不適切な参加事業者の処分規則を設定すべき。	総務省告示や総務省発出の Q&A 等に基づき、参加事業者の遵守事項や責任の所在と処分事項を具体的に明記した募集要領に改正する。

No.	提言	対応
17	職員の研修体制を整えて実施するべき。	兵庫県が毎年開催する事務担当者会や説明会等に積極的に参加し、ふるさと納税制度や見直し事項について習得するとともに、得た知識を担当部署内で共有していく。

問題点 6)

会計と監査に関わる問題と政策提言

(1)ふるさと納税関連の支出について、企画情報部魅力創生課が独断で決裁をしていた。市長の公印を押印すべき書類に、魅力創生課が独自に製作した浸透印が押印されていた。その書類で決裁が通っていたことがあった。(2)2,000万円以上の動産の買入れは議会の議決を経る必要があるが、議会の議決を経ずに支出がなされていた。(3)監査委員制度が事実上、機能していなかった。(4)魅力創生課はふるさと納税業務に加えて、産品発信事業や移住定住事業を担当していたが、予算執行上の事業区分が曖昧になっていた。

No.	提言	対応
18	会計手続を正常に戻すべき。	令和6年1月、令和6年10月に会計事務の手引き(会計手続きマニュアル)を改訂し、職員へ周知を行い、議会議決の要否等も含めた会計事務に関する知識の更なる向上や適切な事務の執行に努めている。
19	個別外部監査制度を導入し、ふるさと納税業務の監査を実施する体制を整えるべき。	令和5年12月議会において、個別外部監査契約条例を整備した。(公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行)
20	ふるさと納税業務を担当する課はふるさと納税業務に専念するよう、予算執行上の事業区分の別を明確にし、担当課を分けるべき。	令和5年11月1日付の機構改革により担当課を分け、事業区分を明確化した。

問題点 7)

内部統制やガバナンスに関わる問題と政策提言

(1) 全体的に、内部統制やチェック機能が働かず、ガバナンスが不全であった。(2) 議会も市のふるさと納税の実態に疑問をもたず、行政監視機能は十分に機能しなかった。(3) 総務省へのふるさと納税に関する報告内容にも誤りがあった。(4) 内部通報相談窓口等の公益通報の仕組みが機能しなかった。

No.	提言	対応
21	ふるさと納税業務の体制が整い、再開できるかどうかは、新たな独立した委員会（第三者調査委員会とは別）から意見を聴取すべき。	ふるさと納税の業務改善策、中間事業者の選定等を洲本市議会ふるさと納税事務調査特別委員会で報告し、意見を聴取する。
22	3割基準、5割基準、地場産品基準、総務省への報告内容について、一部に外部委員を含めた委員会（当調査委員会とは別）が定期的に事後評価を行うべき。	個別外部監査制度を活用した外部の専門家による事務監査において、定期的な事後評価の実施を検討する。
23	一部に外部委員を含めた委員会（当調査委員会とは別）が不適切な事業者の処分規則を運用、行政への改善指導を行うべき。	ふるさと納税業務運営委員会(外部委員を含む)を設け、不適切な事業者の処分規則の運用や行政への改善提案を含めたふるさと納税業務運営の全般について、意見を聴取する。
24	内部通報における外部通報窓口の設置、リニエンシー制度の周知等といった公益通報制度を十分に機能させる取組を行うべき。	令和6年10月1日より、外部窓口の設置や利益相反関係の排除等による公正性及び実効性の向上と公益通報者の保護を明確化した「洲本市内部職員等からの公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する規定」に全部改正し、同日、外部窓口を設置した。また、職員に対し、当該規定の改正と外部窓口の設置について周知を行った。

問題点 8)

寄附者に対する特殊な取扱に関わる問題と政策提言

(1) 市民に返礼品を送付していた。(2) ポイント制を活用していた。ポイント制は、寄附のタイミングと返礼品送付のタイミングがずれることがある。寄附額の受入と返礼品送付が同じ年度で実施できない場合、寄附額と支出はずれることになる。そのため、5割基準を運用する上で望ましい仕組みではない。とりわけ、無期限のポイント制は、市の債務が継続的に続く問題がある。(3) 大口の寄附者が、寄附の際に返礼品を選ばない場合に、寄附額の3割を独自のポイントのように扱っていた。その寄附者が市に直接、返礼品の送付を希望した場合、市の職員が返礼品の手配などを行っていた。大口の寄附者といえども、他の寄附者との扱いが明らかに異なっており、公平性を著しく欠いた仕組みである。

No.	提言	対応
25	市民の寄附者への返礼品送付は禁止。	市民からの寄附があった場合に、システム上でチェックが可能となるようにし、中間事業者にも「市民からの寄附に対し、返礼品をお送りすることが、法令違反となること」を示し、市と中間事業者とのダブルチェックを行う。
26	ポイント制は使うべきではない。	ポイント制の新規運用を禁止する、大口寄附者への返礼品未選択の新規取り扱いを禁止する等、後年に債務を残さない業務運営や寄附者に対し公平な仕組みに改善していくとともに、ふるなびカタログポイントや返礼品未選択者に係る債務の解消も図っていく。
27	大口の寄附者の返礼品未選択者債務額は、早急に解消することが望ましい。このような特殊な対応は今後、禁止すべき。	

問題点 9)

返礼品をとまなうふるさと納税制度への復帰時期に関わる問題と政策提言

指定を取り消された洲本市は、取消日から2年後の令和6年5月1日から5月末日の間に申出書を提出でき、9月30日までの間に指定を受けることで、制度へ復帰が可能となるが、未利用の温泉利用券やポイント等債務残高の消費によっては、5割基準違反となり、再び指定取消となる可能性がある。温泉利用券については3割基準違反となる可能性もある。復帰のためには、ある程度の寄附総額を集めることが必要だが、少なくとも令和6年度中の制度への復帰は困難だと考えられる。

No.	提言	対応
28	未利用の温泉利用券やポイント等債務残高の消費がある程度進んだことを確認してから、返礼品をとまなうふるさと納税制度への復帰を行うべき。	未利用者に対し、早期の使用や有効期限について、市ホームページやメールでお知らせを行う等解消を図っている。 令和6年7月16日付け「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A」で、債務残高が5割基準に影響しない費用計上の方式（寄附金受領日ベース）が示された。この計上方式を採用することとし、併せて債務の早期解消に努める。

13. 不適切な事務処理に関する再発防止策

ふるさと納税問題は、ごく一部の職員の不適切な事務により発生したものであるが、職員全体の問題であるとして、再発防止に取り組まなければならない。

次に掲げる視点から策定するものである。

(※ふるさと納税実務にかかる改善を除く。)

視点① 実現性、実効性のある再発防止策

再発防止策の遂行が、あまりに高度で、膨大な時間を要するものは、遂行しなければならない職員にも過度な負担がかかり、実効性が見込めない。また、あまりに財政的負担がかかるものについても、実現は困難であり、現在所有する機能を十分に活用することこそが重要である。これらのことから、実現性、実効性を重視した再発防止策とする。

視点② 第三者調査委員会からの提言に沿った再発防止策

ふるさと納税問題では、制度の運用に係る事務に止まらず、関連、隣接する事務においても、不適切な事務処理において改善提言をいただいている。これら提言に沿った再発防止策とする。

視点③ 職員意識調査結果に沿った再発防止策

職員意識調査で得た結果や洗い出された課題や提案に沿った再発防止策とする。

(1)基本理念

「①コンプライアンス意識の強化」「②内部統制システムの強化」「③適正な人員配置と人事評価」の3つの柱を基本として、ガバナンスを再構築し、市民から信頼され、職員がやりがいと誇りを持って働ける環境を構築する。

①コンプライアンス意識の強化

第三者調査委員会の最終報告書では、市幹部のコンプライアンス意識の低さ、法令遵守面でのリーダーシップの欠如が指摘されている。ただひたすらに、ふるさと納税の寄附額の獲得のみを追い求めた結果、法令遵守を疎かにし、不適切な事務を見過ごしたと言わざるを得ない。市幹部は危機を察知し、適切なマネジメントで回避しなければならなかった。このような組織の瑕疵が、職員全体のコンプライアンス意識に影響したことは否めない。これらの再発防止策として次に挙げる。

1. 不正行為に対する処分の厳格化
2. 通達等の発出と周知
3. 継続的なコンプライアンス研修の実施
4. マネジメント研修の実施
5. 職員意識調査の実施

②内部統制システムの強化

第三者調査委員会の最終報告書では、内部統制システムの機能不全として、ふるさと納税担当課における決裁制度の機能不全、会計部門からのチェックの機能不全が、指摘されている。ふるさと納税担当課では事後決裁が横行し、形骸化していた。また、課員が業務執行に疑問を持っていたとしても、誰も口出しできなかった。会計・監査部門においても、ふるさと納税業務に不自然な点を認めても、担当課長の協力を得られず、是正することができなかった。市上層部においては、適正にやっていると信じて疑いを持たなかった認識の甘さがあったと言わざるを得ない。このような内部統制システムの機能低下により、防止や制御ができなかった。これらの再発防止策として次に挙げる。

1. 外部監査制度の導入
2. 定期監査の充実
3. 会計事務チェック機能の強化
4. 内部公益通報制度の充実
5. 例規の整備
6. 電子決裁システム導入の研究・検討

③適正な人員配置と人事評価

第三者調査委員会の最終報告書では、ふるさと納税事業の予算執行上の事業区分が曖昧になっていた。これを改善するため、ふるさと納税業務に専念するよう担当課を分けるべきとの提言を受けている。また、一職員への権力集中や属人化、1カ月当たり200時間を超える残業時間の職員がいたなど市組織機構や人事、配置に関し指摘している。権力集中や属人化は組織を膠着させ、正常な運営を阻み、過剰な労働は、職員の心身を蝕むことにほかならない。これらの再発防止策として次に挙げる。

1. 定期的な人事異動
2. 繁忙時に対応した応援体制
3. 人事評価の視点

(2)再発防止策の内容・実施時期・関連事項

項目	再発防止策	内容	実施時期	関連事項※
① コンプライアンス意識の強化	1. 不正行為に対する処分の厳格化	・不正行為に対する懲戒処分の厳格化	令和6年度より実施中	意識調査
	2. 通達等の発出と周知	・第三者調査委員会からの事務処理への指摘事項等に関し、改善のための通達等の発出	令和5年2月より実施中	
	3. 継続的なコンプライアンス研修の実施	・継続的に、外部専門講師により実施 ・個別の事由に特化したコンプライアンス研修の実施	令和6年2月より実施中	提言17 意識調査
	4. マネジメント研修の実施	・実践的なマネジメント研修を管理・監督職を対象に実施 ・マネジメントスキルの向上と向上度合いの確認	令和7年度より実施予定	提言17 意識調査
	5. 職員意識調査の実施	・課題やリスクの洗い出し ・コンプライアンス意識の向上の度合いの確認	令和5年度実施済	意識調査
② 内部統制システムの強化	1. 外部監査制度の導入	・市の組織に属さない外部の専門家が監査委員に代わり監査を実施 ・従来の慣行にとらわれることなく、監査機能の専門性及び独立性を強化	令和8年度より実施予定	提言19
	2. 定期監査の充実	・例月現金出納検査等で、洗い出された問題点やリスクが高いものにつき最適な手続きを選択し定期監査を実施 ・令和5年度は、調査事務項目を定め全部署を対象に新しい視点で監査を実施	令和5年度より実施中	意識調査
	3. 会計事務チェック機能の強化	・会計事務の手引を初心者にもわかりやすく改訂し、周知徹底 ・各課でのチェック機能を強化 ・検査・検収の確実な実施	令和5年度より実施中	提言18

項目	再発防止策	内容	実施時期	関連事項※
	4. 内部公益通報制度の充実	・外部に内部公益通報窓口を設置 ・通報者保護の徹底	令和6年10月1日より実施中	提言24
	5. 例規の整備	・会計管理者の協議を要する支出負担行為額の改正 ・損害賠償を負う職員の指定の整備	令和5年4月1日改正、適用済 令和7年4月1日改正	
	6. 電子決裁システム導入の研究・検討	・決裁日の遡りや決裁終了後の修正ができない等文書の事後決裁や改ざんを防止する電子決裁システムの研究・検討	令和7年度より実施予定	
③適正な人員配置と人事評価	1. 定期的な人事異動	・長期配置者の人事異動や所属内での担当替えの実施 ・業務の属人化と権限の集中化を防止	令和6年度より実施中	意識調査
	2. 繁忙時に対応した応援体制	・全庁横断型の応援体制の充実 ・過剰労働を防止	令和7年度より実施予定	意識調査
	3. 人事評価の視点	・業績評価では、結果的な成果だけでなく、成果に至るプロセスについても重視 ・能力評価では、倫理、コンプライアンス等を重要視した人事評価の実施	令和7年度より実施予定	

※関連事項欄中、「意識調査」は職員意識調査に沿った再発防止策。「提言」は第三者調査委員会からの提言に沿った再発防止策。

(3)詳細

①コンプライアンス意識の強化

1. 不正行為に対する処分の厳格化

住民説明会で「信賞必罰は行われているのか。」との疑問を投げかけられている。信賞必罰とは、「賞すべき者は必ず賞し、罰すべき者は必ず罰する。」という意味である。

この問題においては、元課長が懲戒処分を受けた後にも、様々な問題が明らかにされ、「なぜ懲戒免職ではないのか。」「なぜ刑事告訴しないのか。」との住民からのご意見

も多数伺っている状況である。このことは、市民から懲戒処分 of 厳罰化が求められていると理解している。

一方で、「厳罰化すると問題が生じた時に隠すようになり、問題解決に至らない懸念も有する。」との専門家の意見もある。

これら双方の意見を熟慮し、国の基準に照らしながら、処分を行わなければならない。まずは、不正行為に対する懲戒処分の厳格な運用に努めるとともに、職員に対し、法令や服務規律遵守の重要性を再認識させ、コンプライアンス意識の向上と不祥事の再発防止を図っていく。

2. **通達等の発出と周知**

今回の不祥事では、ふるさと納税事務と関連、隣接する事務において、いくつもの不適切な事務処理が行われていた。このことをふるさと納税問題に限定したこととせず、職員全体の問題として認識し、職員が一丸となって取り組む必要がある。

このことから、第三者調査委員会から指摘されている事項についての問題点を明らかにするとともに、全職員に向け水平展開し、改善策や注意事項、さらには今後の指針など、令和5年2月発出の「決裁手続きの適正な執行について（依命通達）」を皮切りに、同年6月に「事務処理の適正な履行について（通達）」同年9月に「随意契約ガイドライン」等全職員に向け様々な通達等を発出し、周知を行ってきた。これら通達等を十分に理解し、法令を遵守した適正な事務執行に努めていく。

3. **継続的なコンプライアンス研修の実施**

ふるさと納税問題は、寄附金を多く集めることに執着するあまり、コンプライアンス意識の低下を招いたと考えられる。これは、組織全体の問題であると捉えて、問題発覚後の令和4年11月に外部講師による動画を視聴するという形で、全正規職員を対象に、コンプライアンス研修を実施した。

その後も、令和6年2月に、双方向でのやり取りができるよう外部から公務員のコンプライアンスに知見のある専門講師を招き、必要な知識や事例をグループ討議や演習なども含め実践的に学ぶため管理職を対象にコンプライアンス研修を実施した。また、組織全体において、さらなるコンプライアンス意識の強化を図るため、同年6月及び9月には、2月の受講者以外の全正規職員を対象に同様の研修を実施した。

今後も継続的にコンプライアンス研修を実施し職員全体の共通認識としていく。さらに、職員意識調査等で洗い出された課題やリスク等個別の事由に特化したコンプライアンス研修も実施し、職員の資質の向上を図っていく。

4. マネジメント研修の実施

今回の不祥事の原因として、部下への法令遵守や過剰な労働時間などに対する適切なマネジメントができていなかったことに起因することは否めない。これを深く反省しなければならない。

不祥事の再発防止のためには、職員特に、管理・監督職員のマネジメントスキルの向上が不可欠である。全管理・監督職を対象にグループ討議や演習なども含めた実践的なマネジメント研修を実施し、マネジメントスキルを向上させ、併せて、職員の資質の面から内部統制の強化を図る。また、マネジメントスキルの向上度合いを確認、検証していく。

5. 職員意識調査の実施

ふるさと納税問題を受けて、コンプライアンス意識の向上と不祥事の再発防止に向けた取組みが求められている。年齢や職種、職位が異なる様々な職員からの意見や提案を集めるため、令和6年3月に全正規職員を対象に、匿名で意識調査を実施した。課題・リスクの洗い出しやコンプライアンス意識の向上度合いを確認し、不祥事の再発防止に努めていくため、今後も、定期的に実施していく。

②内部統制システムの強化

1. 外部監査制度の導入

当該監査制度は、ふるさと納税制度復帰後の事務に関し事後評価を行うべく導入するものであるが、ふるさと納税事務以外の事務においても適用することが可能である。市の組織に属さない外部の専門家が監査委員に代わり監査を行うことで、従来の慣行にとられない監査の実施が期待できる。監査機能の専門性及び独立性の強化とチェック機能の強化を図っていく。

2. 定期監査の充実

従来の定期監査は、部ごとに、財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理事務）及び所管事務から選定した内容につき実施していた。この方法であれば、被監査部署は7年から8年に1度の受検となるため、令和5年度は、契約関係事務や補助金交付事務など調査項目を定めて、全部署を対象に実施する改善を行った。

今後も、例月現金出納検査等で、洗い出された問題点やリスクが高いものにつき最適な手続きを選択し、定期監査を実施していく。

3. 会計事務チェック機能の強化

ふるさと納税関連の支出について、会計課が不自然な点を認めても、担当課長の協力が得られず、押し切られ、制御できなくなったことが指摘されている。これを全庁に水平展開し再発を防止するため、全職員が適正な会計事務を再認識し、会計事務のチェック機能を強化していく必要がある。

会計手続きを初心者にもわかりやすく改訂した「会計事務の手引き」を職員全体に周知徹底することにより、会計事務の知識をより深め、各課でのチェック機能の強化を図る。また、会計課では、添付書類による形式的要件でのチェックとならざるを得ないため、担当課で、実質的要件を重視したチェック（検査・検収）を確実に実施した上で、請求書や添付書類の整合性等形式的要件もチェックし、支払い事務を行う。

4. 内部公益通報制度の充実

第三者調査委員会の調査報告において、内部公益通報相談窓口等の仕組みが機能しなかったとの指摘があったことを受け、令和6年10月1日に、例規を「洲本市内部職員等からの公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する規程」に全部改正し、外部窓口の設置や、利益相反関係の排除等による公正性及び実効性の向上、公益通報者の保護を明確化した。

また、同日、地方自治に知見のある弁護士による内部公益通報にかかる外部窓口を設置し、通報しやすいよう体制の整備を行うとともに、職員に周知を行った。

内部公益通報相談窓口等の仕組みが機能するように、通報者の秘匿、不利益な取り扱いの禁止、懲戒処分の特減等通報者保護を徹底する。

5. 例規の整備

令和5年4月1日財務規則において、会計管理者協議が必要な支出負担行為額を「3,000万円」から「2,000万円」に引き下げる改正を行い、議決などの事務上の手続きも含め、支出負担行為が適正に行われているかのチェック体制の強化を図り、令和7年4月1日施行で、財務規則等において、地方自治法第243条の2の8第1項後段に規定する「賠償責任を負うべき職員の指定」を行う改正を行い、賠償責任を負う職員の明確化と、責務の厳格化を図った。これら例規の整備は、内部統制機能を働かせるためにも有効である。今後も必要な例規の整備を行っていく。

6. 電子決裁システム導入の研究・検討

第三者調査委員会の調査報告では「ふるさと納税担当課では事後決裁が横行し、形骸化していた。」と指摘されている。これに対する再発防止策として、電子決裁の導入の研究、検討をすべきである。決裁文書において、決裁日の遡りが不可な取扱いや決裁終了後は修正ができない取扱いなど、文書の事後決裁を防止し、改ざんを不可能にするとともに、決裁制度の機能が強化されるものと考えられる。

一方で、電子決裁システムを使用するにあたり、不便が生じる可能性もあると考えられる。これらのメリット、デメリット両面から電子決裁システムの導入を研究、検討していく。

③適正な人員配置と人事評価

1. 定期的な人事異動

この度の不祥事が生じた大きな要因は、一人の職員に、長期に亘りふるさと納税業務を任せただけにより、情報の共有が不十分になり、一人の職員しかわからない、一人の職員しかできないなどの属人化や権限の集中等が起こったことによると考えられる。

今後も、専門性、特殊性のある職種・部署を除き、原則として長期の配置者は、人事異動や所属内での担当替えを実施する定期的な人事異動を行い、事務・事業の属人化と権限の集中化を防止していく。

2. 繁忙時に対応した応援体制

繁忙時のために、再任用職員や会計年度任用職員を活用した全庁横断型の応援体制の検討など、より充実させ、過剰な労働を防止し、誰もが働きやすい職場づくりを行っていく。

また、民間事業者への委託や派遣を検討する等、繁忙時が発生しない取組が必要である。

3. 人事評価の視点

住民説明会で「洲本市において、信賞必罰は行われているのか。」との厳しいご意見をいただいている。

業績評価においては、結果的な成果だけでなく、法令に適合していたか、本人や他の職員に過度な負担がかかっていなかったか等、成果に至るプロセスについても重視した評価を行う。

能力評価においては、「倫理、コンプライアンス」や「組織管理能力」を重要視した評価を行う。

(4)これまでの取組

ふるさと納税問題の発覚以降、不祥事の再発防止に向け、種々の取組みを行ってきた。これまでの取組の一覧を記載する。

①取組一覧

種別	適用・実施日	名称	発出者	内容
通達	令和5年2月28日	決裁手続の適正な執行について (依命通達)	副市長	・文書の起案及び決裁の重要性 ・文書作成時の留意事項
規則	令和5年4月1日	洲本市財務規則 (改正)	市長	・会計管理者の協議が必要な支出負担行為の額を3,000万円から2,000万円に改正
通知	令和5年4月1日	会計課からのお知らせ（歳入処理の厳格化）	会計課長	・調定書に歳入の根拠 資料を添付
通達	令和5年6月21日	事務処理の適正な履行について (通達)	市長	・ふるさと納税問題での不適切な事務の事例と改善策 ・今後の禁止事項
ガイドライン	令和5年9月1日	洲本市随意契約ガイドライン (策定)	財務部長	・随意契約の標準的な解釈・指針
監査	令和5年11月～	定期監査の充実	監査委員	・例月現金出納検査等で、洗い出された問題点やリスクが高いものにつき最適な手続を選択し定期監査を実施 ・令和5年度は、調査事務項目を定め 全部署を対象に新しい視点で監査を実施
手引	令和6年1月1日 (改訂) 令和6年10月1日 (改訂)	会計事務の手引	会計課長	・歳入歳出処理の基本的な処理 ・会計事務の注意事項

種別	適用・実施日	名称	発出者	内容
調査	令和6年1月22日	公印の管理状況に関する調査	総務課長 (公印総括者)	・一般公印又は専用公印の管理状況調査 ・公印に関する留意事項の周知
通知	令和6年4月1日	予算流用事務について（通知）	財政課長	・予算流用事務手続と注意事項
規程	令和6年10月1日	洲本市内部職員からの公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する規程（旧要綱を全部改正）	市長	・公平性、実効性の向上 ・通報者の保護
設置	令和6年10月1日	内部公益通報の外部窓口の設置	総務課	・通報しやすい体制を整備
ガイドライン	令和6年10月1日	洲本市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（策定）	財政課	・プロポーザル方式採用時の指針
通知	令和6年10月28日	議会議決事項（地方自治法関係代表例）について	総務課	・議会議決権の地方自治法に關係する代表的な事項
通知	令和6年12月10日	契約事務の適正な執行について（通知）	財務部長	・100条委員会の指摘を受けた問題点の洗出しと改善策
調査	令和7年1月6日	物品の棚卸及び現在高の報告	物品出納員 (会計課長及び教育総務課長)	・適正な管理のための棚卸の実施 ・物品の存在と現在高の確認
規則	令和7年4月1日	洲本市財務規則等の一部を改正する規則	市長	・地方自治法第243条の2の8第1項後段に規定する「賠償責任を負うべき職員の指定」を整備
条例	未施行	洲本市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例	市長	・外部の専門家による個別外部監査を可能とする条例の制定

②研修一覧

日付	研修名	研修方式	講師名	受講対象者
令和4年11月28日 ～29日	公務員倫理研修	動画視聴	(元)足立区教育長 定野 司 氏	全正規職員
令和5年2月28日 ～3月30日	組織規律の確保及び 信頼回復に向けた 職員研修	対面研修	市長	全正規職員
令和5年7月18日 ～31日	ふるさと納税問題に 係る事務適正化研修	対面研修	市長、行革推進室	全正規職員
令和6年2月6日	コンプライアンス 研修	対面研修	一般社団法人公務員 研修協会代表理事 高嶋 直人 氏	管理職者
令和6年6月3日 ～4日 令和6年9月12日 ～13日	コンプライアンス 研修	対面研修	一般社団法人公務員 研修協会代表理事 高嶋 直人 氏	全正規職員
令和7年1月15日 ～2月13日	公用文起案審査研修	オンライン型 (動画配信 方式)	広島修道大学 国際コミュニティ 学部教授 澤 俊晴 氏	6、7級職員 文書取扱主任 採用3年未満 の職員 受講希望者
令和7年度(予定)	マネジメント研修	対面研修	未定	管理・監督 の職者

14. 最後に

ふるさと納税に係るこの問題が明るみになったのが、令和4年春頃でありました。

本市は、令和4年5月1日から2年間、ふるさと納税の対象となる地方団体の指定が取り消されました。この間、その問題の原因を究明し打開策を模索してきましたが、調査を続けるうちに、様々な問題が次々に明るみになり、その原因も多岐に及ぶことが判明してきました。

調査の期間は当初の予定を大きく延長し、更に、詳しく調査するために、より権限の強い二つの100条委員会も設置され、問題となる案件の調査等に予想以上に長期間を費やすこととなりました。先般（令和6年10月31日）、この100条委員会からも調査報告書が示されました。

指定団体の取消し以降、市民の皆さま、事業者の皆さま、関係者の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしたことに、改めて、心からお詫び申し上げます。あわせて、この期間に実施された調査に真摯に向き合い、お手間をおかけしながら、ご協力をいただきました事業者の皆さまに厚くお礼申し上げます。

行政組織として、市民生活の向上や地域福祉の増進に取り組むことが目標とされるところではありますが、それらにおいて、職員として、組織として、法令に違反してまで成果を上げることは決して許されることではありません。

この問題を深く受け止め、これを契機として、組織内において、個々の職員が公務員として持つべき意識を正しく理解し、また、組織として法令遵守の姿勢を改めて浸透させて、誠実かつ着実に業務を遂行しながら、市民の皆さまをはじめ、社会の信頼回復に努めてまいる所存であります。

さらに、職員がそれぞれに熱意とやりがいをもてる職場をめざし、市民が洲本に住んでいてよかったと思えるようなまちづくりを目指してまいります。

参考資料

以下の報告書、住民説明会開催状況は洲本市のホームページでご覧いただけます。

- ・ 洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会最終報告書



もしくは、

「洲本市 最終報告書」で検索

- ・ 元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会調査報告書



もしくは、

「洲本市 100 条委員会」で検索

- ・ 株式会社淡路島第一次産業振興公社の事務処理等に関する調査特別委員会調査報告書



もしくは、

「洲本市 100 条委員会」で検索

- ・ ふるさと納税問題に係る住民説明会の結果について



もしくは、

「洲本市 住民説明会」で検索

